

国 際 馬 術 連 盟

一 般 規 程

第 2 3 版

(2009年1月1日施行)

社団法人 日本馬術連盟

目 次

緒 言
第100条 一般規程とスポーツ規程
第1章 競技会と競技
第101条 国内競技会（CN）
第102条 国際競技会（CI）
第103条 公式国際競技会（CIO）
第104条 FEI選手権大会
第105条 FEIの名称をつけた競技会
第106条 FEIの名称をつけた競技会割当て
第107条 競 技
第108条 競技の名称
第109条 競技会の開催
第110条 競技会の実施要項
第111条 貸与馬による競技会
第112条 公式カレンダー
第2章 選手と馬の競技参加
第113条 選手と馬の登録
第114条 馬の個体識別
第115条 招 待
第116条 参加申込
第117条 代表チームと個人選手の選考
第118条 馬の管理責任者
第119条 選手のスポーツ国籍資格
第120条 チーム監督
第121条 出場選手の申告
第122条 服装と敬礼
第123条 IOC後援のオリンピック大会と地域大会、およびIPC後援のパラリンピック大会
第124条 ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレンおよびベテラン
第3章 式典、褒賞、経費
第125条 式 典
第126条 賞
第127条 賞の割り振り
第128条 賞金の配分
第129条 FEIメダル
第130条 チャレンジカップ
第131条 経 費
第132条 特 典

第4章	コマーシャルとスポンサーシップ
第133条	コマーシャル権
第134条	スポンサー付きチーム
第135条	選手および馬につける広告と宣伝
第5章	馬
第136条	馬の年齢
第137条	馬のパスポート
第138条	馬名
第139条	馬の所有者と借受人
第6章	選手と馬の保護
第140条	選手の保護
第141条	馬の保護
第142条	馬に対する虐待行為
第143条	薬物規制とアンチ・ドーピング
第7章	競技会役員
第144条	審判員
第145条	国際審判員補
第146条	国際審判員
第147条	公認国際審判員
第148条	外国人審判員
第149条	競技場審判団一任命
第150条	上訴委員会一任命
第151条	国際コースデザイナー
第152条	技術代表
第153条	技術代表の任命
第154条	獣医師代表
第155条	スチュワード
第156条	役員資格と責任
第8章	法務制度
第157条	序文
第158条	利害の抵触
第159条	競技場審判団一任務
第160条	上訴委員会一任務
第161条	FEI裁定機関
第162条	スポーツ仲裁裁判所(CAS)
第163条	抗議
第164条	報告
第165条	上訴
第166条	保証金
第167条	抗議、上訴、および科罰の記録
第168条	決定の発効日
第169条	科罰

付則A	一定 義
付則B	オリンピック憲章：第41条と同付属細則41
付則C	能力証明書
付則D	第108条 選手権大会一覧
付則E	マイナー国際競技会（CIM）

FEI一般規程

一般規程の本改訂版公布日以降、同種の内容を網羅するそれ以前に発行された一切の文書（旧版、公式議事録あるいはブリテン、メモランダム）はこれにとって代わる。

略語リスト

CA	馬車競技会
CAS	スポーツ仲裁裁判所
CC	総合馬術競技会
CC h	チルドレン競技会
CD	馬場馬術競技会
CE	エンデュランス競技会
CH	馬術競技会－2種目以上の馬術競技を含む競技会
CI	国際競技会
CIC	国際ワンデイ競技会
CIM	マイナー国際競技会
CIO	公式国際競技会
CN	国内競技会
CPE	パラ-エQUESTリアン競技会
CR	レイニング競技会
CS	障害馬術競技会
CV	軽乗競技会
EADMC R	馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程
EU	ヨーロッパの
FEI	国際馬術連盟
GR	一般規程
IF	国際連盟
IOC	国際オリンピック委員会
IPC	国際パラリンピック委員会
J	ジュニア（例：CCI-J）
N. AM	北米
NF	各国の馬術連盟
NOC	各国のオリンピック委員会
OC	組織委員会
M	ワールド（例：CH-M）
P	ポニーライダー（例：CDN-P）
V	ベテラン・ライダー
VR	獣医規程
Y	ヤングライダー（例：CSIO-Y）
W	ワールドカップ（例：CDI-W、CSI-W）

注記：人物を表現するために使われる男性名称（例えば選手、馬の所有者、審判員、技術代表、役員、チーム監督、あるいは「彼」とか「彼ら」、「彼らに」と言った代名詞）には、別段の記載がない限り女性も含むと解釈すること。

索 引

	条項	頁
A		
虐待行為		
馬	142	
抗議	163	
報告	164	
選手および馬につける広告	135	
広告権	133	
馬の年齢	136	
協 定		
FEIとNF／組織委員会	106	
FEIとNF／組織委員会	133	
スポンサーシップ	134	
上訴委員会－任命	150	
上訴委員会－任務	160	
上 訴		
スポーツ仲裁裁判所	162	
保証金	166	
概要	165	
記録	167	
決定の発効日	168	
選 手		
宿泊費	131	
広告と宣伝	135	
海外在住	119	
国内競技会	101	
禁止物質	143	
交代	116	
交代	120	
交代	121	
 B		
名誉バッジ	132	
貸与馬	111	
 C		
競技会カレンダー	112	
審判員補	145	
式 典	125	
選手の証明書（名誉バッジ）	132	
派遣団員らの証明書	132	
能力証明書	117	
能力証明書	123	
能力証明書	付則D	
チャレンジカップ		
占有規定	130	
選手権大会		
公 認	104	

割当て	106
カレンダー	112
カテゴリー	104
メダル	129
参加	104
賞	129
スポンサー	133
テレビと広告	133
国籍の変更	119
チーム監督	120
チルドレン	124
コマーシャル権	133
競技	
定義	付則A
競技	
カテゴリー	107
名称	108
コースデザイナー	151
D	
出場選手の申告	121
定義	付則A
派遣団員の証明書	132
保証金	
上訴、その他	166
競技会の種類	付則A
競技種目	
定義	付則A
失格：禁止物質	143
選手の服装	122
E	
参加申込	
参加申込書	116
競技会	
定義	付則A
種類	付則A
参加申込	116
F E I の名称をつけた競技会	105
招待	115
国内競技会	101
公式国際競技会	103
役員	144
役員	155
役員	156
開催	109
抗議	163
実施要項と条件	110
貸与馬競技	11

国際競技会	102
F	
不参加	116
F E I 裁定機関	161
外国人審判員	148
外国人獣医師代表	154
G	
競技場審判団	
任命	149
構成と責任	159
科 罰	159
H	
オープン参加	117
馬	
虐待行為	142
馬	
広告と宣伝	135
年 齢	136
個体識別	114
借り受け	139
名 前	138
国 籍	139
所有権	139
パスポート	137
禁止物質	143
主催者側からの馬の貸与	111
I	
利 害	
抵 触	159
国際競技会	102
国際オリンピック委員会	123
招 待	115
J	
審判員	
審判員補	145
カテゴリー	144
外国人審判員	148
概 要	144
国際審判員	146
公認国際審判員	147
ジュニア	124

L	
言 語	109
借り受け契約	139
法務制度	157
法務j制度	169
F E I ロゴ	133
M	
選手権大会におけるメダル	129
薬物適用	143
N	
国内競技会	101
指名参加申込	116
O	
公式国際競技会	103
役員	
経 費	131
資格と責任	155
オリンピック大会	
参 加	117
参 加	123
組織委員会	
定 義	付則A
馬の所有者	
特 典	132
馬の所有権	139
P	
選手権大会への参加	104
オリンピック大会および地域大会への参加	123
オープン参加	117
馬のパスポート	137
科 罰	
公 表	167
科 罰	169
上訴委員会による科罰	160
競技場審判団による科罰	159
馬の管理責任者	118
ポニーライダー	124
馬名の接頭辞	138
選手権大会とC I O開催日の優先権	112
特 典	132
賞	
割当て	127
選手権大会にて	129
配 分	128
全体順位について	127
賞	126

禁止物質	
選手	143
選手の保護	140
馬の保護	141
抗議	163
科罰の公表	167
選手および馬につける広告	135

Q

出場資格に関するクwestions	123
-------------------	-----

R

上訴などの記録	167
地域選手権大会	104
地域大会	
参加	123
選手の登録	113
諸規程	
概要	100
報告	
上訴	165
成績	
通知	109
権利	
TV放映、スポンサー、マーケティング	133

S

選手による敬礼	122
実施要項	110
チームと個人選手の選考	117
スポンサー付きチーム	134
出場人馬	
申告	121
交代	121
スチュワード	155
馬名の接尾辞	138

T

チーム	
選考	117
技術代表	
任命	153
概要と任務	152
TV放映権	133
決定の発効日	168
旅費	
選手と役員	131

V

ベテラン・ライダー	124
-----------	-----

獣医代表 154

W

警告カード 167

警告カード 169

ワールドカップ・ファイナル

TV放映権 133

Y

ヤングライダー 124

一般規程

緒 言

第100条 一般規程とスポーツ規程

1. 一般規程は馬のウェルフェアを最優先としながら、様々なNFから参加する個人選手および選手チームが公正かつ平等な条件のもとで競い合えるよう、定めるものである。

2. 一般規程とスポーツ規程は、NF主催あるいは国際馬術連盟（FEI）主催、またはFEIに代わるものが開催するすべての国際馬術競技会の運営を統括するものである。

3. 一般規程は総会の権限において公布される。

4. スポーツ規程は総会の権限において公布されるが、シリーズに関わるスポーツ規程、オリンピック大会の馬術競技に関わるオリンピック大会規程、パラリンピック大会の馬術競技にかかわるパラリンピック大会規程は理事会の権限において公布される。

5. FEIの追加競技種目として総会への上程を勧案し、この一般規程を適用するには、その活動が少なくとも地理的区分で4グループに属する30ヶ国以上のNFにて合計1万人以上の選手により実践されていなければならない。またトレーニングの上級段階では人馬間の真の協調が不可欠なものでなければならず、古典馬術の概念を尊重し、FEIの掲げるスポーツマンシップを具現し、馬のウェルフェアを十分に重んじるものでなければならない。

6. FEI規約、一般規程、スポーツ規程を本規程の第1章に定める国際競技会と／あるいは競技に適用する。

7. NFの責任：

7. 1 馬のウェルフェアが最優先であり、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならない。

7. 2 国際競技会あるいは国際競技開催に際して、NFに加盟しているすべてのクラブや団体、そしてすべての組織委員会に一般規程とスポーツ規程を確実に遵守させること。

7. 3 組織委員会に規約、一般規程、スポーツ規程を履行させ、またFEIと当該NF、組織委員会の間で合意が得られている場合には賞金の支払いなどについて、これを確実に行うこと。組織委員会は賞金を確保することなど、金銭的および法的義務の遂行に必要と思われる措置をとらなければならない。

7. 4 組織委員会に適正な競技会運営を行わせ、FEIが承認したドラフト実施要項を確実に実践させること。

第1章 競技会と競技

第101条 国内競技会（CN）

1. 国内競技会（CN）への参加は国内選手に限定され、その参加資格は各NF規程に従う。外国人選手は下記2項と3項、あるいは第119条に基づく場合にのみ参加できる。

2. 「外国在住選手（第119条11）」以外の外国籍個人選手は、所属NFおよび該当する組織委員会が属するNFから書面による許可がある場合に限り、CNに参加することができる。かかる許可には、許可される正確な期間を明記しなければならない。また外国籍個人選手が所属するNFは、当該選手が適正なレベルの競技会に参加申込するよう、彼らのレベルを書面にて通知するものとする。

3. 「外国在住選手」（第119条11）を除き、CNに出場できる外国人選手数は、状況によりしかるべき規則に従うことを条件として、各競技種目のスポーツ規程に定める通りとする。しかし15名を超える外国人選手、あるいは4ヶ国を超えるNFの出場を認めるCNについては、以下の条件を伴う国際競技会（CI）と見なされる。

(i) 運営費はスポーツ規程に従い、該当する競技種目とカテゴリーの国際競技会に見合った額とする。

(ii) 本条項にて国際競技会とみなされた国内競技会成績は、FEIが事前に書面にて承認していない限り、いかなる出場資格やランキング計上にもカウントされることはない。

4. スポーツ規程に別段の記載がない限り、低いレベルでの開催であり、賞金も授与されないか、あるいは僅かな額である特別振興競技会、ボーダー競技会、ライディング・クラブ競技会については、主催国NFのCN規定に従い、4ヶ国までのNFから選手の参加を得て開催することができる。

5. 外国人選手の参加が認められるその他の競技会は、すべてCIとして分類されなければならない。

第102条 国際競技会（CI）

1. 国際競技会（CI）は、該当するテクニカル委員会が定める特別招待規定を含め、FEI規約や一般規程、スポーツ規程に基づいて開催されなければならない。またすべてのNFの所属選手を対象とする場合がある。

2. CIは本来的には個人選手を対象とする。しかし選手4名以内のチーム構成で国別あるいは他の名称でのチーム競技を行うこともできるが、これらの競技を「ネーションズカップ」と称することはできない。

3. 国際競技会に招待あるいは指名された選手は、すべて所属するNFから参加申込を行わなければならない。該当するスポーツ規程に従い、また実施要項に指定された要領で所属NFから選考された外国人選手については、組織委員会はその全員を受け入れなければならない。組織委員会は、その他のいかなる参加申込も受け付けてはならない。

4. CIの実施要項には、招待を受ける外国人選手と馬の総数を記載しなければならない。

5. CIが開催される地域以外からも選手を招待するよう配慮しなければならない。

6. CIは、授与される賞金額と／あるいは該当するテクニカル委員会が定めて理事会が承認したその他の基準に基づいて分類される。

第103条 公式国際競技会（C I O）

1. 公式国際競技会（C I O）は、各NFが招待を受けて、選考した個人選手と代表チームを派遣して行う競技会であり、F E I規約と一般規程、スポーツ規程に基づいて開催されなければならない。

2. C I Oでは該当競技種目のスポーツ規程に従い、個人選手とチームを対象とする公式競技を含めなければならない。

3. ヨーロッパでは、理事会が別段の判断を行った場合を除き、各NFとも各競技種目につき、シニア対象のC I Oを各暦年で1回のみ開催することができる。

4. その他の年齢グループ、およびヨーロッパ以外のシニアを対象とするC I O開催数は、該当するテクニカル委員会の提言に基づく事務総長の特別承認が必要である。

第104条 F E I選手権大会

1. F E I世界選手権大会：

1. 1 F E Iシニア世界選手権大会はすべてのNFを対象として、以下の通り開催することができる：

1. 1. 1 障害馬術競技、馬場馬術競技、総合馬術競技：夏季オリンピック開催年の間の偶数年

1. 1. 2 エンデュランス競技、軽乗競技、レイニング競技：各偶数年

1. 1. 3 馬車競技：毎年

1. 1. 4 パラ-エクェストリアン競技会：各偶数年

1. 2 該当する競技種目のスポーツ規程に別段の記載がない限り、少なくとも9ヶ国のNFが1回目のホース・インスペクションに参加していなければならない。

1. 3 シニア対象のF E I世界選手権大会は、どの競技種目についても、理事会の承認を受ければ上記のスケジュール以外の年に開催することができる。

1. 4 総会はまた、F E I世界馬術選手権大会（W E G）のように、前述の馬術競技種目を同一時期に同一会場で行うF E I世界選手権大会を開催することができる。

2. F E I大陸選手権大会

2. 1 シニア対象：

2. 1. 1 どの競技種目においても、シニアを対象とし、所定大陸で認められた範囲内のNFもしくは地域チームを対象とするF E I大陸選手権大会を奇数年に開催することができる。

該当種目のスポーツ規程に別段の記載がない限り、1回目のホース・インスペクションには少なくとも6ヶ国、あるいは6つの地域チームが参加していなければならない。

2. 1. 2 北米と南米のNFは、夏季オリンピック開催年の翌年にそれぞれ別個にF E I大陸選手権大会を開催することができる。中米のNFはF E I北米選手権大会かF E I南米選手権大会の何れかに参加することができるが、両方には参加できない。

2. 1. 3 オリンピック競技種目でシニア対象のF E Iオープン大陸選手権大会を、夏期オリンピック大会開催年より前の年に行うことができる。

北米と南米のNFは各々、毎年この種のFEI選手権大会を開催できる。中米のNFは、FEI北米選手権大会かFEI南米選手権大会の何れかに参加することができるが、両方には参加できない。

2. 2 その他のカテゴリーについて：

ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレン対象のFEI大陸選手権大会は毎年開催することができる。

2. 2. 1 ヨーロッパにおいては少なくとも4ヶ国のNFからの代表派遣が必要である。しかしヨーロッパ以外では2ヶ国以上から不特定数の地域チームの参加があれば、FEI大陸選手権大会を開催できる。これらのFEI選手権大会は、スポーツ規程に定められた条件に基づき、国際競技会(CI)と合同で開催できる。

2. 2. 2 ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレン対象のFEIオープン大陸選手権大会は、エンデュランスと軽乗のFEIオープン大陸選手権大会と共に毎年開催することができる。

2. 2. 3 北米と南米のNFは各々が毎年この種のFEI選手権大会を開催できる。中米のNFは、FEI北米選手権大会かFEI南米選手権大会の何れかに参加することができるが、両方には参加できない。

2. 2. 4 タイトルとこれに相応するメダルは、当該大陸から参加の個人選手とチームへ成績順に授与しなければならない。

3. FEI地域選手権大会

3. 1 FEI地域選手権大会(地中海、バルカン、ドナウなど)は、何れの競技種目でも、2ヶ国以上のNF参加をもって開催できる。

3. 2 FEI地域選手権大会は毎年開催することができ、このグループ域外のNFも招待をもって参加が可能である。

3. 3 組織委員会はプログラムを選択でき、スポーツ規程に定められた競技であればいかなる形式の競技もプログラムに組み入れることができる。。

4. 一般条項

4. 1 FEI選手権大会への出場が認められるチーム構成と個人選手数は、該当するスポーツ規程に定める。

4. 2 いかなる状況においても、組織委員会はFEI選手権大会へ出場資格のある選手やチームの参加申込数を制限してはならない。必要と思われる場合は、理事会が参加申込数を制限することがある。

4. 3 参加国非限定の選手権大会については、理事会の承認が必要である。

第105条 FEIの名称をつけた競技会

1. FEIの名称をつけた競技会とは、理事会が設定し/あるいは承認したFEI選手権大会、FEIワールドカップ™・シリーズ、FEIスーパーリーグ・シリーズ、FEIネーションズカップ・シリーズ、その他の競技会やシリーズ、競技を言う。

2. FEIの名称をつけた競技会には、常に「FEI」の文字を入れなければならない。

第106条 FEIの名称をつけた競技会割当て

1. 割当ては、該当するテクニカル委員会の助言に基づき理事会が決定し、本条項と該当するスポーツ規程、

およびF E IとNF／組織委員会間の合意に従って行われることとする。

2. 割当て手順：

2. 1 期限：NFは5月15日あるいは理事会が決定した別の期日までに申請しなければならない。

(i) F E I世界馬術選手権大会（W E G）：競技会開催予定から5年前

(ii) 障害馬術、馬場馬術、総合馬術のシニア対象F E I大陸選手権大会、および馬車、エンデュランス、軽乗、レイニングのF E I世界選手権大会：競技会開催予定から3年前

(iii) その他すべてのF E I選手権大会：競技会開催予定から2年前

2. 2 申請に際して、NFはF E I競技会の開催を予定している場所とおおよその期日を文書で提出し、またF E I規程と義務を遵守することに同意しなければならない。競技会日程はF E Iの承認がなければ変更できない。

2. 3 馬術競技にとって有益であると理事会が判断して別段の決定をくださった場合を除き、NFに対して一年間に割当てられるオリンピック競技種目でのシニア対象F E I世界選手権大会あるいはF E I大陸選手権大会は、一大会のみである。

2. 4 他に相応しい申請がない場合を除き、同一競技種目で同一選手カテゴリーを対象とするF E I世界選手権大会あるいはF E I大陸選手権大会は、同じNFに2回連続して割当てられることはない。

2. 5 F E I地域選手権大会開催の申請書には、参加できるNFのリストと招待されるその他のNF、プログラム案、競技基準を記載すること。

3. 期限までに競技会開催申請、あるいは相応な競技会開催申請がなかった場合は、理事会がしかるべく割当てを行う。

第107条 競技

1. スポーツ規程に別段の記載がない限り、すべての競技会において、下記の標準的な選手カテゴリーを対象とする個別の競技を実施要項に盛り込むことができる：

1. 1 シニア

1. 2 ヤングライダー

1. 3 ジュニア

1. 4 ポニーライダー

1. 5 チルドレン

1. 6 ベテラン

2. スポーツ規程によっては、この他の個別競技を含める場合がある。

3. 二つ以上のカテゴリーを対象とした競技では、カテゴリーごとに分けて順位づけを行い、各カテゴリーの優勝者を決定することができる。

4. 二つ以上のカテゴリーを対象とした競技でも、スターティング・オーダーを決める抽選は1回のみとする。

第108条 競技の名称

1. マイナー国際競技会（C I M）（付則Eを参照）では、競技の名称に国名や国際的に通用する地域名を入れることはできない。

その他の国際競技会（C I）では、該当するNFの承認を受けて各々の国名や地方名を1競技の名称に使用することができる。公式国際競技会（C I O）でも、各競技種目で1競技につき同じ条項を適用する。

2. 競技名、優勝杯名、その他の分類で「世界」という名称、あるいは大陸名、地域名、その他国名や地方名を使用するには、理事会の承認が必要である。

3. 一ヶ国あるいは2ヶ国以上のNF管轄下で行う競技会、もしくは付則Aに定める一連の競技会（シリーズ）にその他の名称を使用するには、理事会と関連NFの承認が必要である。

第109条 競技会の開催

1. すべての国際競技会（CI）、公式国際競技会（CIO）、FEIワールドカップ™・ファイナル、FEI選手権大会の実施要項にはFEI規約、一般規程、スポーツ規程が適用されることを明記しなければならない。

2. 国内規程を適用して国際競技を開催することはできない。

3. CIの開催中に国内規程に準拠した競技を行う場合は、その国内規程適用の競技成績が発表された後、速やかにFEIスポーツ規程が発効する。（第137条2参照）

4. FEIシリーズの一貫である競技会の申請については、該当するシリーズに関わるスポーツ規程を適用する。

5. FEI事務総長の認可があれば、1競技種目のCIOに同一種目で他のカテゴリーを含めたり、あるいは他の1競技種目もしくは複数の競技種目のCIを含めることができる。例えばCSIOにCDI、あるいはCAIを組み込むことができる。この場合は実施要項とプログラムに各競技のカテゴリーを明記しなければならない。

6. 国際競技会の組織委員会は、競技会終了後1週間以内にチームあるいは個人選手が参加したNFおよびFEIに対して、成績および表彰対象となった各個人選手とチームに授与された賞金額を通知しなければならない。

7. すべての国際競技会では（CIMを除く、付則Eを参照）、関係者全員が同一言語を話す場合を除いて、実施要項や通知、指示の記載や場内アナウンスを自国語に加えて公用語を用いて行わなければならない。

8. シニア対象のすべてのFEI世界選手権大会とFEI大陸選手権大会では、関係者全員が日常的に公用語を使用している場合を除き、実施要項と通知、指示を自国語に加えて公用語で記載しなければならない。

9. FEI世界選手権大会とFEIワールドカップ™・ファイナルにおける場内アナウンスは、すべて公用語で行わなければならない。

10. 国際競技会の組織委員会は、競技会にて適切な医療や獣医療を提供し、常に応急処置が行えるよう可能な限り十分な台数の救急車を待機させなければならない。

第110条 競技会の実施要項

1. 毎年、カレンダーの承認後、FEI本部は該当するNFを通して、次年度の承認済み公式カレンダーに記載されているマイナー国際競技会（CIM）、国際競技会（CI）、公式国際競技会（CIO）、FEI選手権大会、大会（オリンピック大会を含む）すべての組織委員会宛てに、実施要項の確認リストを送付する。組織委員会は公用語にて書式に記入し、所属するNFへ返送しなければならない。NFはFEI規約、一般規程、スポーツ規程に照らして誤りがないかを確認し、誤りは訂正した上で、最終許可を得るため遅くとも競技会開催の16週間前までにFEI本部へ返送しなければならない。その後の変更については事務総長に連絡して許可を受けなければならない。変

更に関連する諸々のNFへできるだけ速やかに通知しなければならない。

2. 異例の状況下ではチーム監督、主催国NF代表が臨場している場合は同代表、競技場審判団の承認を得て、組織委員会が予期せぬ事情や手落ちなどに起因する問題を解消するため、実施要項を変更することがある。このような変更はできるだけ速やかに選手と役員全員に通知し、外国人審判員はこれをFEI事務総長へ報告しなければならない。

3. 次のチェック・リストに従い、すべての実施要項には競技会の開催日と開催地、参加申込受け期日を記載しなければならない：

- (i) 行われる競技種目
- (ii) 競技プログラム
- (iii) 競技は屋内か屋外のどちらで行われるか
- (iv) アリーナと調教用馬場のタイプと広さ
- (v) 招待選手と馬のカテゴリー、国籍、その他関連事項詳細
- (vi) 利用できる厩舎と宿泊施設
- (vii) 賞金額とその配分
- (viii) 国内で適用されている獣医療健康条件と獣医規程
- (ix) 賭けが認められるかどうか
- (x) 行動規範（FEI馬スポーツ憲章）
- (xi) 責任の放棄
- (xii) その他関連事項

4. 実施要項には、獣医規程に準拠したホース・インスペクションの開始時刻と場所も記載しなければならない。

第111条 貸与馬による競技会

1. 主催国NFが提供する馬を使用して、国際競技を開催することができる。

2. 各競技種目とカテゴリーに関わるスポーツ規程、あるいは競技会実施要項を必要に応じて貸与馬競技会に適用する。

3. 馬には通常使用している銜と頭絡を用い、馬の所有者あるいはその代理人からの許可がない限り競技会開催中に取り替えることはできない。

4. 組織委員会が定めた規則に従い、各選手は抽選で決まった馬に1時間づつ2回以上の騎乗を認められる。

4. 1 選手と馬が明らかに不釣り合いである場合は、競技場審判団の判断で組織委員会がリザーブ馬に代えることがある。

5. 馬の管理責任者は選手であるが、貸与馬の場合は、馬の所有者と／あるいは通常その馬を担当している者を補助の馬の管理責任者とみなすことがある。

第112条 公式カレンダー

1. 事務総長が次年度の公式カレンダーを承認する。
2. F E I 競技会の日程は、割当てが決まり次第、できるだけ速やかに公表しなければならない。
3. 国際競技会（C I）と公式国際競技会（C I O）の開催申請は、事務総長が文書にて別の日付を指定しない限り、遅くとも10月1日までに事務総長の元へ届くよう送らなければならない。各競技会につき提示できる期日は一つのみである。
3. 1 マイナー国際競技会（C I M）に関する申請はできるだけ早期に、遅くとも当該競技会開催の4週間前までには事務総長へ送付するものとする。
3. 2 事務総長はカレンダー調整のため、申請者から要請された日程について、修正を提示することがある。
4. ハイレベル競技会の開催申請と／あるいは修正が期限を過ぎてから届いた場合、このような申請と／あるいは修正が受理された場合に影響を受けるとされるN Fと／あるいは組織委員会には意見を述べる機会が与えられ、期日以降の追加や変更には異議がある場合はその理由を説明しなければならない。異議申し立て理由を評価したうえで、事務総長は期日以降の追加もしくは変更を受理する場合がある。
5. F E I 選手権大会と他のハイレベル競技会の開催優先順位は、競技種目ごとにスポーツ規程に定める。
6. いかなるN Fあるいは組織委員会も、公式カレンダーに発表されていない国際競技会、もしくは事務総長の承認を受けていない国際競技会を開催することはできない。

第2章 選手と馬の競技参加

第113条 選手と馬の登録

1. いかなる選手および馬も国際競技会への参加許可を得るには、スポーツ規程に別段の記載がない限り、F E I登録をしなければならず、また自国NFあるいは必要に応じてホスト国NFへの登録も必要である（第119条「選手の国籍資格」、第5章「馬」も参照のこと）。

2. NFは、所属するすべての選手と馬の登録に責任があり、当該選手が適正なスポーツ国籍を有していることを確認しなければならない。

3. F E I登録を行っていない選手と／あるいは馬は、自動的に失格となる。

第114条 馬の個体識別

1. 組織委員会は競技に出場する各馬に個体識別番号を渡すものとする。

2. この個体識別番号は、競技会期間中を通して当該馬が競技会厩舎から出る時には常時装着していなければならない。

第115条 招待

1. 国際競技会（C I）と公式国際競技会（C I O）への個人選手の招待状は、その選手が所属するNF宛てに送付しなければならない。組織委員会からの招待状は当該選手の所属するNFへ送付しなければならない。招待状には実施要項のコピーを同封する。組織委員会により個別に招待される選手の割合は、該当する競技種目のスポーツ規程に定める。

2. C I Oへの招待状は主催国NFから直接各国のNFへ送付するものとし、公式チームを構成する選手数と馬の頭数、個人選手の参加受け入れ数を明記しなければならない。

3. C I Oへ招待されるNF数は、F E Iが承認した競技会実施要項と該当する競技種目のスポーツ規程に従って制限される場合がある。

4. 該当するスポーツ規程に別段の記載がない限り、承認を受けた選手権大会の開催日と開催地の発表をもって自動的に参加資格のあるすべてのNFに対する招待となる。参加する場合は、できるだけ早急に主催国NFへその意思を伝えなければならない。

5. C I O、C I、シリーズ、F E I選手権大会、および大会（オリンピック大会を含む）に参加する選手全員に、同等の待遇条件が供与されなければならない。すべての選手とその馬に同程度の宿泊施設を提供できない場合は、その割当てを抽選によって決定しなければならない。

第116条 参加申込

1. 各競技種目への参加申込は、該当するスポーツ規程に定める通りとする。但し、2種目以上を開催する選手権大会とF E I世界馬術選手権大会（W E G）については、本条項を適用する。

2. 国際競技会に招待あるいは指名された選手については、何れも各々が所属するN Fから参加申込を行わなければならない。該当する競技種目のスポーツ規程に従い、かつ実施要項に定める通りにN Fが選考した外国人選手について、組織委員会はその全員を受け入れなければならない。組織委員会はこれ以外の申し込みを受け入れてはならない。

3. N Fは、出場資格を得た馬と選手を選考して参加申込を行う責任がある。これには参加申込を行う競技への参加適性と出場能力がその人馬にあるかという点も含まれる。

4. 二種目以上を行う選手権大会とF E I世界馬術選手権大会（W E G）への参加申込は、下記4.

1、4. 2、4. 3に定める3段階の手順を踏まなければならない：

4. 1 参加意思申込

これは遅くとも競技会開始予定の8週間前までに、組織委員会の元へ届かなければならない。参加意思申込とは、N Fが競技会参加のために選手を派遣する明確な意図を有することを意味する。これにはチームだけの派遣か、あるいはチームと個人選手の両方か個人選手だけかを明記しなければならない。

4. 2 指名参加申込

これは遅くとも競技会開始予定の4週間前までに組織委員会の元へ届くこととし、これには選手名と馬名のリストを載せ、N Fが派遣しようとしている選手数と馬の頭数を明記しなければならない。尚、確定参加申込と代替人馬の選考はこのリストより行う。指名参加申込での選手数と頭数は、実施要項に記載された招待数、あるいはスポーツ規程に定める数の2倍までとする。一度、指名参加申込を送付したならば、N Fは指名参加申込に記載した数よりも選手と／馬を減らすことはできるが、増やして派遣することはできない。指名参加申込を行ったにもかかわらずN Fとして競技会に選手を派遣せず、またその理由も組織委員会としては受け入れ難いものである場合は、組織委員会から事務総長へ報告を行い、F E I裁定機関の審議に委ねる。

4. 3 確定参加申込

これは遅くとも競技会開始の4日前までに組織委員会の元へ届かなければならない。これは競技会に派遣される最終選考の選手と馬を示すものである。確定参加申込では指名参加申込リストに載せた選手数／頭数を超えてはならず、指名参加申込の選手名／馬名リストから選考しなければならない。確定参加申込を送付した後の馬と／あるいは選手の交代は、組織委員会の明確な許可があった場合に限り行うことができる。

5. 馬の参加申込書には馬名、品種、性別、年齢、毛色、産地、現在の所属国籍とパスポート番号、F E I登録番号、更に必要に応じて出場資格を記入しなければならない。

6. 仮にN Fが指名参加申込に記載した人数／頭数以上の選手と／あるいは馬を派遣してきた時には、たとえスポーツ規程と実施要項でそのような参加を認めている場合であっても、組織委員会としては彼らに宿泊施設／厩舎を提供することも、競技会への参加を認める義務もない。

7. 競技会において選手は騎乗馬の何れか、あるいは全頭について出場を辞退することはできるが、事前にこの競技へ参加申込を行っていない馬を組織委員会と競技場審判団の許可なく追加することはできない。

8. N Fは、チームの指名参加申込を行ったものの、そのチーム派遣が不可能となった場合は速やかに組織委員会へ通知しなければならない。

9. 何れの競技会においても、NFが確定参加申込を行ったにもかかわらず妥当な理由もなく参加しなかったチーム、あるいは個人選手については、外国人審判員か技術代表が事務総長へ報告し、FEI裁定機関の審議に委ねる。競技会に参加できなかった理由として、同時期に行われていた他の競技会への出場は有効と認められない。

10. NFは2つ以上の組織委員会に、同じ人馬のコンビネーションで確定参加申込をすることはできない。これに違反した場合、この人馬のコンビネーションは、最終的に参加することとなった競技会から失格となる。

第117条 代表チームと個人選手の選考

1. 各NFは国際競技会へ参加する選手と馬、あるいは自国を代表して公式国際競技会(CIO)、FEI選手権大会、FEI地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会に参加する選手と馬の選考に最終的な責任を負う。但し、選手と馬は各競技会について定められた条件に則り、あらゆる面で資格要件を満たしているものとする。

2. 承認された能力証明書を所持している選手と馬だけが、しかるべきスポーツ規程とオリンピック規程に従って、FEI世界選手権大会とオリンピック大会に参加申込できる(付則C)。

3. 所属するNFから正当な認定(ライセンス)を受けている選手だけが国際競技会(CI)への参加申込を認められる。

4. FEI加盟資格の停止、あるいは除名処分を受けているNFに所属する選手は、その停止または除名の期間中、いかなる国際競技会あるいは自国以外で行われる国内競技会へ参加申込をすることが認められない。

5. 該当する競技種目のスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手はいかなる国際競技にも「オープン参加」はできない。

6. 選手は自分のライセンスに記載されている氏名以外の名前で国際競技会へ参加申込することはできない。

第118条 馬の管理責任者

1. 馬の管理責任者は一般規程と獣医規程に定められた責任を含め、その馬に対する法的責任を負い、別段の定めがない限り法務制度(第8章)に従う。

2. 規約、一般規程、該当するスポーツ規程の知識を有することは、馬の管理責任者および規約、一般規程、スポーツ規程の規制対象となるその他すべての者の義務であり、このような知識に欠いていたからといって規約、一般規程、スポーツ規程の定める義務を免除されることはない。

3. 馬の管理責任者とは、競技会でその馬に騎乗する選手、あるいはその馬を御す選手とするが、グルームや獣医師などを含む他の支援要員および馬の所有者が競技会に会場しており、また馬に関して何らかの決定をくだしている場合には、彼らも補助の馬の管理責任者と見なされる。軽乗競技では調馬索手が補助の馬の管理責任者となる。

4. 18歳未満の選手：

4. 1 参加申込を提出した時点で選手が18歳未満である場合は、その所属するNFかチーム監督が選手の代理人を指名しなければならない。
 4. 2 代理人には選手の親、チーム監督、チームコーチ、チーム獣医師、馬の所有者あるいはその他責任を取り得る成人になることができ、参加申込に際して組織委員会と当該NFへ通知を行う。
 4. 3 当該NFとチーム監督が代理人を指名できない場合は、選手の親の何れかが代理人と見なされる場合がある。
 4. 4 マイナー選手（18歳未満）は馬の管理責任者となる。
 4. 5 代理人は、薬物治療への立会いなどを含め、組織委員会や当該NF、FEI役員らとのあらゆるやり取りにおいて、18歳未満の馬管理責任者の代理となることができる。
 4. 6 代理人が馬管理責任者の所属するNFと異なるNFの者である場合、すべての連絡は馬の管理責任者のNFを通して行うものとする。
5. 馬の管理責任者は、チーム監督がいる場合には同監督と共に、自分の管理下にある各馬の健康状態、参加適性、管理に責任を負い、また出場の申告あるいは取り消しを行う責任がある。
6. 馬の管理責任者は、自分自身および馬に接することのできる他の人物による、自分の管理下にある馬に対する厩舎内でのいかなる行為にも責任を有し、また自分の管理下にある馬への騎乗や馬車の操作、練習に際しても責任を負う。厩舎の警備態勢が取られていなかったり、それが不十分であったとしても、馬の管理責任者はこれらの責任を免れることはできない。
7. 何らかの理由により、馬の管理責任者が自分の管理すべき馬の世話ができなくなったり弊害が生じた場合は、直ちに組織委員会事務局と獣医師代表団に通知しなければならない。

第119条 選手のスポーツ国籍資格

1. 選手が国籍あるいは市民権を有する国のNFが、当該選手の所属NFとなる。
2. 下記の8項と12項に定める場合を除き、選手は所属NFの管轄下でのみ国際競技会へ参加できる。
3. 二ヶ国以上にわたって国籍あるいは市民権を有する選手は、18歳の段階で、何れを所属NFとするかを決定し、それ以降は4項に即してこのNFの管轄下にて競技に出場しなければならない。
4. 二ヶ国以上にわたって国籍あるいは市民権を有する選手は、何れを所属NFとするか決めなければならないが、そのNFを代表して競技に出場するものとする。但し、当該選手がその前年の12月31日までに、このNFが属する国の国籍、あるいは市民権を得ていた場合とする。
5. 各々の国を代表して競技に出場するには、市民権あるいは国籍の公的証明が必要である。更にFEI選手権大会、FEIワールドカップ™・シリーズ、FEIスーパーリーグ・シリーズ、FEIネーションズカップ・シリーズへの参加については、以下の条件を適用する：
 - (i) 選手は競技出場まで（a）継続して2年以上、あるいは（b）断続的に合計5年以上、新たに国籍を得た国に法的根拠のある住居を有する者でなければならない。
 - (ii) 国籍変更の場合、選手は新たに国籍／市民権を得た国の管轄下で参戦したいとする最初の競技から遡る2年間は、前の所属NFを代表して上述の競技に出場してはならない。

6. 特定かつ異例な状況下では、関連するNFの合意を得て、FEIは正当な事例に例外を認める場合がある。

7. オリンピック大会とパラリンピック大会への参加については、各々オリンピック規程とパラリンピック規程に従う。

8. 連合国、州または海外軍管区、地方または植民地が独立した場合、あるいは一国が国境線の変更により他国に組み込まれた場合、あるいはFEIが新たにNFを承認した場合でも、選手は所属している国か所属していた国がNOCを存続させている限り、継続してその国を代表することができる。しかし、当該選手本人の希望により新たなNFへの所属を選択することもできる。この選択についてはFEIの承認が必要であり、変更は1回のみ認められる。

9. 選手の国籍変更申請は、新たな所属先であるNFを通してFEI事務総長へ提出しなければならない。これには変更理由を記載し、国籍変更先の国のパスポートあるいはこれに類する文書にてこれを証明しなければならない。FEIは現行のNFに対して、国籍変更が申請されている旨を伝えなければならない。

10. FEIが事前に書面による承認を出した場合に限り、選手は新たな所属NFから競技に出場することができる。

11. 「外国在住選手」は、ホスト国のNFから許可を受けるか、あるいは非常に例外的にはあるがFEIの特別許可が与えられている場合に、ホスト国のジュニア、ヤングライダー、ポニーライダー対象の国内競技会(CN)、マイナー国際競技会(CIM)、国際競技会(CI)に定期的に参加することができる。当該選手は自国のNFに所属しつつも、上記の競技会ではホスト国NFの管轄下に入り、該当するスポーツ規程に従って参加することが義務づけられる。

12. 「外国在住選手」で国籍を失った者、難民となった者、あるいは自国にFEIメンバーであるNFもしくは以前にメンバーであったNFが存在していない場合、同選手は居住国の国民扱いで選手権大会を含むすべての国際競技会へ出場できる。これは選手の所属国にFEIメンバーのNFが設立されるまでの措置である。

第120条 チーム監督

1. 公式国際競技会(CIO)、FEI選手権大会、FEI地域大会、オリンピック大会あるいはパラリンピック大会に3名以上の選手を参加させるNFは、チーム監督を任命しなければならない。個人選手だけを参加申込する場合、あるいは別途にチーム監督を任命しない場合、NFは選手の1名を監督として指名しなければならない。

2. 国際競技会(CI)でもチーム監督を任命することが望ましい。

3. チーム監督は、当該競技会に関してチーム監督を対象として開かれるテクニカル・ミーティングにはすべて出席しなければならない。

4. チーム監督は下記事項について責任を負う：

4. 1 競技会へ参加申込をした馬の全体管理と健康管理、チーム獣医師とその他公式チーム・メンバーによる獣医規程の遵守。

4. 2 CIO、FEI選手権大会、FEI地域大会、オリンピック大会およびパラリンピック大会における競技、そしてチーム監督が任命されている場合はCIでも、その競技に参加申込をした選手と馬の出場申告と取り消し申告。

4. 3 選手、特に18歳未満の選手の全般的な監督、健康管理および行動管理。18歳未満の選手の場合、チーム監督は競技会の開催期間全般を通してチームと個人選手双方の行動に責任を有し、チーム

および個人選手と共に宿泊する義務がある。

4. 4 団体競技に出場する選手と馬の選考結果を組織委員会に通知すること。

5. チーム監督は選考チーム内で選手と馬を交代させることはできるが、当該競技会に参加申込はしていてもチーム・メンバーとして選考されていない個人選手と／あるいは馬を追加したり、正規メンバーと交代させることはできない。但し、第121条3に定める事故あるいは病気の場合を除く（能力証明書の必要条件がこの変更を妨げない場合とする。F E I 世界選手権大会、オリンピック大会を参照）。

6. チーム監督は、1つの競技会で他のいかなる役職にも就くことは認められない。

7. チーム監督あるいはその所属NFは、チーム監督の代理を任命して会議に出席させたり、その他の役割を担わせることはできるが、この監督代理は別途資格がある場合を除き、第131条でチーム監督に付与された権利を行使することはできない。

第121条 出場選手の申告

1. チーム監督は、スポーツ規程に従って組織委員会が定めた時刻までに、公式団体競技への参加申込と個人選手の氏名申告をしなければならない。

2. 公式チームとして認められる選手数／頭数を超えてNFが選手および馬を参加申込した場合は、各競技種目のスポーツ規程に別段の記載がない限り、遅くとも1回目のホース・インスペクション終了時点までに、公式チームとして選考した人馬をチーム監督が申告しなければならない。

3. 団体競技に指名したチーム・メンバーと／あるいは馬に事故、または病気が発生した場合は、当該競技会に参加申込している個人選手と／あるいは馬と交代させることができる。チーム監督は遅くとも該当する競技開始の1時間前までに、その旨を発表しなければならない。出場を取り消した選手と／あるいは馬は、その競技会において他のいかなる競技にも出場できない。

第122条 服装と敬礼

1. アリーナで競技場審判団の権限下にて行われるすべての競技では、競技場審判団長が特に指示を与えない限り、礼儀として主任審判員に敬礼しなければならない。国家元首が臨席されている場合には、組織委員会が競技場審判団長の了承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならない。また貴賓席に特別の来賓がある場合にも同様の処置をとることができる。

2. 主任審判員あるいは競技場審判団メンバー1名は、すべての敬礼に対して答礼するものとする。

3. 選手は観客の前に出る時には適切な服装を着用していなければならない。

4. 色の登録：

4. 1 各競技種目のスポーツ規程に則った競技で着用するユニフォームの特別色、あるいは部分的な特別配色は、該当するテクニカル委員会の承認を受ける必要がある。

4. 2 ユニフォームの特別色、あるいはその部分的な特別配色のF E I登録は、NFのみが行うことができ、以下の条件で申請者に有利な独占使用権を獲得することができる：

(i) 登録の申請は年間を通していつでもF E Iにて受け付ける。受理された申請はその年から5年間有効である。

申請の受領日時によって申請の優先順位が決まる。

- (ii) 黒、赤、濃紺、緑のジャケットで襟が同色のものは登録できない。
- (iii) 未登録ではあるが既にNFが幅広く使用している色については、1年間使用されていない場合を除いて、第三者が登録することはできない。
- (iv) 色彩については、該当する競技種目のスポーツ規程に従わなければならない。
- (v) 5年間の登録色は、登録5年目の12月31日までに書面により登録取り消しの申請がない限り、自動的に更新される。
- (vi) この規則に従って登録された色は、その登録権を有するNFが認めた者だけが着用できる。

4. 3 色彩に関わる論争は事務総長へ付託し、その決定が最終となる。

第123条 IOC後援のオリンピック大会と地域大会、およびIPC後援のパラリンピック大会

1. 一般規程、オリンピック規程、オリンピック憲章および同付属細則に定める条件を満たした選手だけが、IOC後援のオリンピック大会および地域大会に参加申込できる（付則Bを参照）。一般規程とパラリンピック規程に定める条件を満たした選手だけが、パラリンピック大会に参加申込できる。

第124条 ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレンおよびベテラン

1. 相応の年齢に達している選手は、ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダーの複数のカテゴリーを対象とするFEI競技およびFEI選手権大会に参加することができるが、各競技種目について一暦年の間に出場できるのは、これらFEI選手権大会のうち1大会のみである。

2. 選手は18歳に達する年の始めからFEIシニア競技および選手権大会に参加することができるが、同一競技種目で一暦年に出場できるのはジュニア、ヤングライダー、シニア対象の何れかのFEI選手権大会のみとする。年齢制限に関するこの他の例外については、該当する競技種目のスポーツ規程に定める。

3. 例外的にテクニカル委員会は理事会の承認を得て、特定の競技会あるいは地域については、定義に定める年齢を変更する場合がある。

4. ベテラン・ライダーに関する規程は、各競技種目のスポーツ規程に明記されている。

第3章 式典、褒賞、経費

第125条 式典

1. 開会式、表彰式、閉会式については開催地域の習慣に則って行うことができるが、以下に定める手順は踏襲しなければならない。
2. F E I 代表、あるいは代表が不在の場合は競技場審判団長に、すべてのF E I 選手権大会とF E I ワールドカップ™・ファイナルについてその開会式、表彰式、閉会式へ臨席するよう要請しなければならない。
3. 表彰式への参加を要請された選手は全員、競技に出場した馬に騎乗、あるいは馬車にて出席しなければならない。（オリンピック大会のように）表彰台を使用する場合は、表彰を受ける勝者らに下馬するよう依頼する。競技場審判団は安全上の理由から、あるいは馬のウェルフェア擁護のために代替案を承認することができる。
4. F E I メダルとトロフィーの授与については、組織委員会あるいはスポンサーによる他の賞の授与に先がけて、F E I 代表あるいは外国人審判員が行わなければならない。
5. 競技会がF E I 後援で開催されていることを、これらの式典の際に、また競技会開催中にアナウンスする機会を設けなければならない。
6. F E I 選手権大会の表彰式は、競技終了後直ちに行わなければならない。
7. 組織委員会は、式典の前やその最中に馬を長く立たせておくような状況を回避しなければならない。

第126条 賞

1. 賞金はすべて馬の所有者、馬の借受人、あるいは選手に授与される。賞杯や記念品は、特に馬の所有者への授与として割当てられていない限り選手に授与される。
2. 賞金はすべて厩舎経費、調教および輸送にかかわる費用の一部に充当されるものである。

第127条 賞の割り振り

1. すべての競技において、賞は本条項に基づいて配分しなければならない。
2. 第一位の個人選手あるいはチームに授与される賞の価額は、現金または容易に換金できる賞品の何れの場合でも、当該競技種目のスポーツ規程で別段の記載がない限り、競技全体で提供される賞金や換金可能な賞品総価額の3分の1を超えてはならない。
3. 各競技で授与される賞の数は少なくとも出場選手4名につき1個の割合とし、最低限5個とする。
4. 賞は上記に規定する通り、競技会でのすべての予選競技についてその全体順位に、あるいは競技会シリーズを終えた後の全体順位に対して授与しなければならない。

5. 予選競技シリーズの終了時点、ポイントが累計される競技会の終了時点、または予選競技会シリーズの終了時点で、賞金あるいは賞品が全体順位に対して授与されることがあるが、いかなる場合でも個々のプレリナリー競技あるいは予選競技／競技会で、本条項に従って既に賞を授与していただなければならない。

第128条 賞金の配分

1. 実施要項に記載されている各競技の賞金総額は、全額を配分しなければならない。
2. 賞金は遅くとも競技会の最終競技終了後10日以内に、チーム監督あるいは入賞馬の所有者、借受人、選手へ配分しなければならない。但し、彼らが組織委員会に対する金銭的な義務、およびその他すべての義務を果たしていることを条件とする。
3. 競技に関して抗議あるいは上訴が出され、競技会期間中に審議が続いている間は、その競技への賞金を配分してはならない。

第129条 FEIメダル

1. FEI選手権大会では、該当する競技種目スポーツ規程に従い、参加した個人選手とチームに対して成績順にFEIメダルが授与される。

第130条 チャレンジカップ

1. 国際競技のチャレンジカップを永久取得するために、同一選手あるいは同一国が特定の回数、優勝しなければならない場合は、その競技の一般条件を最初の競技から5年間の期限切れまで、あるいは最初の条件でカップの永久取得が決定するまでの何れか早い時点まで、変更してはならない。

第131条 経費

1. チーム監督、チーム獣医師、選手、グルーム、馬、およびその他しかるべき人物の経費については、各競技種目のスポーツ規程に従うものとする。
2. 役員の経費：
 - 2.1 NFと組織委員会は、一般規程とスポーツ規程に従い、すべての役員の旅費、宿泊費、食費を負担しなければならない。
 - 2.2 組織委員会が経費を負担するFEI任命役員については、組織委員会の合意を得て任命しなければならない。

第132条 特典

1. 選手ではないが競技会に来場している馬の所有者は、組織委員会から観客席と待機馬場への通行証と、厩舎への特別通行証の発行を受ける権利がある。組織委員会は、1頭の馬につき少なくとも馬の所有者2名まで利用できる通行証を発行しなければならない。しかし厩舎への立ち入りについては獣医規程を参照のこと。

2. 理事会メンバーと名誉理事、常任委員会メンバー、F E I 名誉バッジの保有者には、F E I 管轄下で行われるすべての競技会への無料入場と選手用スタンドへの入場の権利（F E I と組織委員会が相応しいとみなす場合は）が与えられる。事務総長はこの特典を受ける資格のある人物全員に対して、要請に応じ、証明書を発行するものとする。

3. 上記の資格証明書を有する者は、できるだけ早い時点で、遅くとも自分の希望する競技会の1ヶ月前までに、その競技会の組織委員会へ入場券または通行証を申請しなければならない。資格証明書は申込書とともに提出することが求められ、入場券あるいは通行証と一緒に返送される。

第4章 コマーシャルとスポンサーシップ

第133条 コマーシャル権

1. F E I 名称と F E I ロゴの所有権； F E I の名称をつけたすべての競技会の名称、ロゴ、競技開催方式は F E I に利権がある。

1. 1 F E I は、その所管で開催した競技会および競技に参加した選手と馬の順位成績に基づく公式国際ランキング・リストを保有する。

1. 2 新型メディア、インターネット、TVを含むあらゆる形態のメディアを通し、また下記2項と3項に定める条件に準拠した商業目的およびスポンサーシップ目的であっても、F E I には前述の所有権を行使する独占権がある。

2. F E I の名称をつけた競技会については、F E I と関連する N F、組織委員会との間で「協定」の合意が必要であり、これはすべてのコマーシャル権行使と、それに伴う収益配分について各々の権利と義務を定義するものである。

2. 1 「協定」とは、当該 N F と組織委員会による事前の取り決めに認知するものであり、軋轢などが生じた場合にはその解決の拠り所となる。

2. 2 下記3項の条文に準拠することを前提として、「協定」の基盤となるのは当該 N F と組織委員会に対して認める商業資産のライセンスであり、F E I 選手権大会あるいは競技会のカテゴリーごとに理事会が事前に定めた金額と見込み収益配分が盛り込まれる。

2. 3 F E I の名称をつけたシリーズと競技が他の競技会の中で行われる場合は、別段の合意がない限り、当該 N F と組織委員会の事前の協約事項を尊重しつつ、F E I と関係 N F、組織委員会の間で協定の合意を求める。

3. 協定の条件については、競技会やシリーズ、あるいは競技の最終割り振りを理事会が正式に認める前にまとめなければならない。コマーシャル権とテレビ放映権の行使については、技術面や競技面での諸条件を考慮し、馬術競技の振興に寄与するよう配慮しつつ、競技会やシリーズ、あるいは競技を支障なく確実に実施できるよう交渉する必要がある。

4. F E I の名称をつけた競技会にタイトル・スポンサーがついている場合は、スポンサー名を該当する名称と併せて入れることができる。

5. F E I 選手権大会、F E I ワールドカップ™・ファイナル、F E I スーパーリーグ・シリーズ、F E I ネーションズカップ・シリーズについては、そのすべてのポスター、およびすべての実施要項とプログラムのフロントページに F E I 公式ロゴを使用しなければならない。

6. 公式国際競技会（C I O）では、すべてのポスター、およびすべての実施要項とプログラムのフロントページに F E I 公式ロゴを使用しなければならない。

第134条 スポンサー付きチーム

1. スポンサー付きチームが F E I 競技会へ参加するには、該当するスポーツ規程に従い、F E I へ登録しなければならない。

第135条 選手および馬につける広告と宣伝

1. I O Cの後援を受けて行われるオリンピック大会（オリンピック大会における馬術競技オリンピック規程を参照）と地域大会を除くすべての競技会において、選手は下記の通り衣類や装具のメーカー識別表示（名称と／あるいはロゴ）、あるいはスポンサーのこれに類するものを身につけることができる。

1. 1 メーカーの識別表示

1. 1. 1 競技会場内、あるいは表彰式の際に身につけられる衣類や装具メーカーの識別表示は各々につき1ヶ所とし、表面のサイズは以下の通りとする：

- a) 衣類や装具では3 cm²以内
- b) 馬車の両側とも50 cm²以内

1. 1. 2 衣類や装具のメーカーがスポンサーである場合は、本条の1. 2項を適用する。

1. 2 スポンサーの識別表示

1. 2. 1 競技会場内、あるいは表彰式の際に、表示できる個人スポンサーと／あるいはチーム・スポンサーの名称と／あるいはロゴは以下の通りのサイズとする：

- a) 馬車の側面と軽乗用バック・パッドには両側とも400 cm²以内
- b) 鞍下の側面には両側とも200 cm²以内
- c) 総合馬術競技会の耐久競技とエンデュランス競技会を除き、ジャケットあるいは上着に胸ポケットの高さで1ヶ所のみ80 cm²以内
- d) 障害馬術および馬場馬術競技会では、ジャケットあるいは上着の両側各々に胸ポケットの高さで80 cm²以内
- e) 軽乗用装具には1ヶ所のみ100 cm²以内
- f) シャツの襟両側に16 cm²以内
- g) 総合馬術競技会の耐久競技とエンデュランス競技会にて上着の腕部分に200 cm²以内

1. 2. 1. 1 F E I選手権大会の組織委員会は、このようなロゴを使用できない旨を実施要項に記載する場合がある。但し、第135条1. 2. 1に記載された限度内でのチーム・スポンサー名称とロゴについては例外とする。

1. 2. 1. 2 公式国際競技会（C I O）の組織委員会は、ネーションズカップ・クラスでこのようなロゴを使用できない旨を実施要項に記載する場合がある。但し、第135条1. 2. 1に記載された限度内でのチーム・スポンサー名称とロゴについては例外とする。

1. 2. 2 馬車競技会のマラソン区間については、馬車競技のスポーツ規程を参照のこと。

1. 2. 3 組織委員会はすべてのF E I競技会において、競技と／あるいは競技会スポンサーの名称と／あるいはロゴを競技場運営員らの衣服、選手のゼッケン、および競技区域と表彰式会場で使用する馬着にも表示できる。選手のゼッケンに付ける名称と／あるいはロゴのサイズは100 cm²以内とする。

2. いかなる選手、役員、馬、馬車も、競技区域にいる間または演技中に、上記1項に定めるロゴ以外の広告や宣伝を身につけることはできない。但し、コースを下見する選手は上着の前後であれば400 cm²以内、ヘッドギアでは50 cm²以内でスポンサー・ロゴを表示することができる。

3. TV契約で認められていれば、アリーナの側面と障害に広告を表示することができる。スポンサー付き障害の規格詳細は、該当する競技種目のスポーツ規程に網羅されている。

4. 本条項でいう競技区域とは、選手が審査される場所と馬がホース・インスペクション／獣医検査を受ける場所すべてを含む。これには待機馬場や総合馬術競技会での「10分間ボックス」、エンデュランス競技会での獣医関門、馬車競技会での強制休養のための区画は入らない。

第5章 馬

第136条 馬の年齢

1. F E I 競技会に参加する馬についての年齢制限は、該当するスポーツ規程に定める。

第137条 馬のパスポート

1. 外国で行われる国内競技会（C N）あるいはマイナー国際競技会（C I M）（付則Eを参照）の競技に参加申込をする各馬（一般規程の第139条2を参照）、また開催地が自国であるか外国かを問わず国際競技会（C I）、公式国際競技会（C I O）、F E I 選手権大会、地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会に参加申込をする馬についてはすべて（一般規程の第141条2を参照）、その個体識別の手段として、また所有権を証明する手段として、有効なF E I 公式パスポートを携行するか、あるいはF E I 承認のナショナル・パスポートをF E I 認証カードと共に携行し、F E I への登録も必要である。

2. 居住国でのC NとC I M（付則Eを参照）に参加する馬は、1項に記述したパスポートを携行する必要はない。このような馬はすべて正当にF E I へ登録されており、個体識別ができなければならず、また主催国と馬の所属国で馬インフルエンザ・ワクチン接種が義務づけられていない場合を除いて、すべての馬は有効なワクチン接種証明書を携行していなければならない。

3. すべてのF E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートにも馬の所有者氏名、住所、自筆署名がN Fに登録されている通りに記載されていなければならない。馬の特徴記述や図示は正確に記入され、ワクチン接種や薬物検査の記録もすべてF E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートに記載されていなければならない。F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートを有する馬の名前が変わった場合や、F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートの記載事項を変更する場合は、その都度、所属N FがF E I に通知しなければならない。

4. N Fはパスポート携行が必要なすべての馬にF E I パスポートとF E I 認証カードを発行することと、F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートが獣医規程に定められた通り正しく記入されていることを確認した上で、N F印とN F役員の署名によりF E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートを認証する責任を負う。登録に際して、N Fは馬の個体識別ページをF E I へ提示しなければならない。競技会における馬の管理責任者は、F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートの記載内容が正確であることと、パスポート査閲時におけるパスポートの提示に責任を負う。但し、貸与馬を使用する競技会（第111条）では例外であり、この場合は主催国N Fの責任となる。

5. 各馬は、本条項の1項に定める通りF E I パスポート1冊と／あるいはナショナル・パスポート1冊とF E I 認証カード、および恒久的なパスポート番号一つを受給することができる。N FはF E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートの紛失が確信できた場合、あるいはF E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートの何れかの欄が一杯になった場合に、「再発行」と明記して元のF E I パスポートと同じ番号をつけたF E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートを発行することができる。F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートの再発行については、F E I へ報告しなければならない（獣医規程を参照）。

6. 組織委員会は獣医規程に従い、到着時の獣医検査におけるパスポート査閲で、それぞれの馬がF E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポート記載の馬に間違いがないことを確認できるよう準備しなければならない。F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートに誤解を招くような記載や不正確な情報があった場合、あるいは馬を明確に識別できないような場合は、F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートと認証カードの番号と馬名を添えて上訴委員

長へ報告する必要がある、同委員長は事務総長へ報告しなければならない。

7. C I、C I O、F E I 選手権大会、地域大会、オリンピック大会にF E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートと認証カードを携行しないで馬が到着した場合、あるいはF E I パスポートあるいはナショナル・パスポートへの記載が不正確だった場合は、上訴委員会（上訴委員会が設けられていない場合は競技場審判団）からの許可がない限り、その馬の競技出場を認めてはならない。例外的な状況においてのみ、F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートと認証カードのない馬の出場が許可されることがある。

8. F E I 競技会に出場する馬はすべてF E I 登録が必要である。

第138条 馬名

1. 原則としてパスポートに記載される馬の最初の登録名は、所属N F に初めて登録された時のオリジナル・ネームとし、この名前は恒久的にパスポートに残さなければならない。

2. 最初の登録名が企業名や商品名であってはならない。名前が企業名あるいは商品名であると見なされる場合は、別の名前を新たに最初の登録名として記載し、恒久的にパスポート中へ残さなければならない。

3. 上記1項と2項に記述した馬名に商業的接頭辞、あるいは接尾辞をつけることはできるが、その場合はパスポート中に記載しなければならない。但し、I O C 後援の地域大会およびオリンピック大会では、かかる接頭辞／接尾辞をプログラムに掲載することも、あるいは何らかの方法で使用することも認められない。

4. 新たに別の名前をつけてパスポートに記入した場合、また商業的接頭辞や接尾辞を変更した場合、当該馬は以後12ヶ月間、次の要領で新しい名前ないしは接頭辞、接尾辞を使用しなければならない：

新馬名と／あるいは新接頭辞／新接尾辞の後に「旧」として以前使用の名前／接頭辞／接尾辞を付ける（獣医規程を参照）。

第139条 馬の所有者と借受人

1. N F は公式パスポートを有する馬の所有者および借受人の登録名簿を保管しなければならない。馬の所有者の変更および借り受け契約の記録は、F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートに記載し、当該N F の承認印と役員の署名で認証しなければならない。

2. 馬の国籍は、馬の所有者または貸借契約中にある借受人の国籍、あるいは当該馬を所有しているか借り受けている企業の登録国籍とする。企業は個人と合資で馬を所有することができる。3項を参照のこと。

3. 一頭またはそれ以上の馬を異なる国籍の所有者が共同で保有する場合、所有者らは最初の参加申込を行う前に、馬（1頭あるいは複数）が何れの国籍で競技に出るかをF E I へ申告しなければならない。F E I パスポートと／あるいはナショナル・パスポートにはその国籍の記載が必要である。当該馬は共同所有が解消されるまで、あるいはその馬が売却されるまでこの国籍を維持しなければならない。その後の国籍変更については、いかなる場合もF E I へ報告する必要がある。

4. オリンピック大会に参加する馬は、大会開催前年の12月31日までに、選手と同一国籍の所有者が所有していなければならない（オリンピック規程を参照）。

5. 選手はオリンピック大会を除くすべての競技において、他国籍の人物が所有する馬で参加することができる（第118条：馬の管理責任者を参照）。

第6章 選手と馬の保護

第140条 選手の保護

1. 競技場審判団は、医事担当役員と協議のうえ、重症あるいは重症になり得る怪我や健康状態のため競技継続は不適格である選手について、いつでも競技あるいは競技会全般から外すことができる。

第141条 馬の保護

競技会開催期間中に馬が疾病に罹患あるいは負傷した場合、その馬が当該競技あるいはその後の競技に継続参加できるか否かは、競技場審判団が獣医師代表／獣医師団と協議のうえで決定する

第142条 馬に対する虐待行為

1. いかなる人物も競技会の開催期間中、あるいはその他いかなる時にも馬に虐待行為を行ってはならない。「虐待行為」とは次に挙げる何れの行為をも含め、またこれに限定することなく、馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる行為、あるいは不作為をいう：

- 馬を過度に鞭で打ったり、たたくこと
- 馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること
- 過度に、または執拗に拍車を使用すること
- 銜、あるいはその他の器具で馬の口を突く行為
- 疲労している馬や、跛行している馬、負傷している馬で競技に出場すること
- 馬の「肢たたき」をすること
- 馬体のいかなる部分であれ、神経を過敏にする処置を取ること、あるいは脱感作すること
- 十分な飼料や飲水を与えなかったり、あるいは運動もしない状態で馬を放置すること
- 障害を落下させた時に馬に過剰な痛みを与える装置や器具を使用すること

2. 馬への虐待行為を目撃した者は、直ちに抗議書式(第163条)にて報告しなければならない。競技会開催期間中に、あるいは競技会に直接関連して馬への虐待行為を目撃した場合は、抗議(第163条)として役員へ報告するものとする。その他の時期に馬への虐待行為を目撃した場合は、FEI裁定機関へ付託のため抗議(第163条)として事務総長へ報告しなければならない。

第143条 薬物規制とアンチ・ドーピング

1. 薬物規制とアンチ・ドーピング条項については、世界アンチ・ドーピング規約と併せてヒューマン・アスリートを対象とするアンチ・ドーピング規程、そして馬のアンチ・ドーピングと薬物規制規程に記載されている。

2. 馬が禁止物質による処置あるいは治療を受けながら競技会に出場できるか否かは、獣医規程に定める手順に従い、獣医師代表あるいは獣医師代表団の勧告を受けて競技場審判団長が決定する。

第7章 競技会役員

第144条 審判員

1. 審判員とは、競技あるいは競技会を運営管理するために任命された競技場審判団の一員である。国際競技あるいは競技会の競技場審判団メンバーとして任命される審判員の人数とカテゴリーは、一般規程と各競技種目のスポーツ規程に定める。
2. 審判員には公認国際審判員、国際審判員、国際審判員補の3つのカテゴリーがある。各カテゴリーの必要資格条件は、各競技種目のスポーツ規程に定める。
3. 各競技種目のスポーツ規程に定める要件に従い、国際審判員および国際審判員補として求められる役割を果たし、任務を遂行できる人物を各NFが初めて推挙する場合は、その氏名と資格、国籍を事務総長へ送付しなければならない。
4. どのカテゴリーの審判員も70歳に達した年の末日をもって退任となる。特例として、また該当するテクニカル委員会の決定により、この年齢制限が延長されることもある。
5. 各カテゴリーの審判員は、一般規程あるいは該当するスポーツ規程に定めるレベルよりも上の職務に就くことはできない。

第145条 国際審判員補

1. FEIは、各NFから推薦され、該当するテクニカル委員会とともにFEI本部が承認した国際審判員補の資格を有する者全員のリストを保管する。
2. 国際審判員補の資格条件と任務は、各競技種目のスポーツ規程に定める。

第146条 国際審判員

1. FEIは関連するNFと協議のうえ、該当するテクニカル委員会が任命した国際審判員資格を有する者のリストを保管する。
2. 国際審判員の資格条件と任務は、各競技種目のスポーツ規程に定める。
3. 各競技種目のスポーツ規程では、国際競技会のタイプとカテゴリーによって、競技場審判団メンバーあるいは審判長の資格条件を特定する場合がある。
4. 該当する競技種目のスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手権大会あるいはワールドカップ™・ファイナルの競技場審判団メンバー、あるいはその他国際競技会の競技場審判団長に任命され得るのは国際審判員のみである。
5. 国際審判員は、選手権大会とワールドカップ™・ファイナルの競技場審判団メンバーに、またその他の国際競技会の競技場審判団長に任命されることがある。

第147条 公認国際審判員

1. F E I は、専門的な実力と経験に基づき、該当するテクニカル委員会の推薦を受けて F E I 本部が国際審判員リストから選任した公認国際審判員のリストを保管する。
2. 各競技種目のスポーツ規程では、F E I 本部の承認を受けて、指定の競技会では競技場審判団長を公認国際審判員でなければならないと定める場合がある。
3. 各競技種目のスポーツ規程に別段の記載がない限り、2つの公用語の何れかが流暢に話せることを条件とし、公認国際審判員に限定して、F E I ワールドカップ™・ファイナル、シニア対象の F E I 選手権大会、地域大会およびオリンピック大会における競技場審判団長に任命され得る。

第148条 外国人審判員

1. 一般規程とスポーツ規程に従い、所定の国際競技と競技会には外国人審判員を任命しなければならない。
2. 競技場審判団の審判長あるいはメンバーが競技会開催国以外の国籍である場合は、外国人審判員とみなされる。妥当と思われる場合は、F E I 事務総長がこの条項に例外を設けることがある。該当する競技種目のスポーツ規程によって、この他にも制限が適用される場合もある。
3. 外国人審判員は該当する審判員リストの中から選考しなければならない。
4. 外国人審判員は、競技の審判に加えて競技会全般の運営について組織委員会へ助言を呈するとともに、規約や一般規程、スポーツ規程を解釈し、それらが遵守されるよう監督する権限を有する。外国人審判員は競技のみならず競技会全体の組織運営について、事務総長に報告書を提出しなければならない。
5. 技術代表が任命されていない場合は、その競技会における外国人審判員が競技の審判業務以外にも、競技会の構成や運営に関わるすべてを確認してこれを監督し、事後処理を行うことが求められる。但し、一般規程や特定競技種目のスポーツ規程に制限が設けられている場合を除く。

第149条 競技場審判団一任命

1. 競技場審判団は、各競技種目のスポーツ規程に定める通り、しかるべきカテゴリーにある審判長および所定人数のメンバーで構成する。規約や一般規程、該当するスポーツ規程に別段の記載がない限り、競技場審判団はすべての競技における技術審査と、その他決定事項に責任を負う。
2. 該当する競技種目のスポーツ規程によって特定の競技会で2名以上の外国人審判員が必要とされる場合を除き、審判長あるいは審判員1名が外国人審判員であれば、競技場審判団を国際審判団とみなす。
3. マイナー国際競技会（C I M）（付則Eを参照）では、国際競技場審判団の設置は任意であるが、その他の国際競技会においては必須である。
4. 事務総長は例外的にヨーロッパ以外の地域で行う国際競技会（C I）について、外国人審判員を任命せずに開催することを認める場合がある。

5. 本条項あるいは該当するスポーツ規程に別段の記載がない限り、国際競技会における競技場審判団の審判長とメンバーは、該当するNF／組織委員会により任命される。

6. C I (W) と公式国際競技会 (C I O) の外国人審判員は、テクニカル委員会の協力を得てF E I 本部が指名し、該当するNF／組織委員会により任命される。

7. F E I 本部は、テクニカル委員会の協力を得て、以下の競技の競技場審判団長を任命する：

7. 1 F E I ワールドカップ・ファイナル、およびその他F E I の名称をつけた競技会あるいは競技；

7. 2 該当するスポーツ規程に取り決めがない限り、すべての競技種目とカテゴリーのF E I 大陸選手権大会とF E I 地域選手権大会；

7. 3 地域大会とオリンピック大会

8. F E I 本部は、テクニカル委員会の協力を得て、以下の競技の競技場審判団長とメンバーを任命する：

(i) ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダー、シニア対象のF E I 大陸馬場馬術選手権大会；

(ii) 地域大会における馬場馬術競技；

(iii) F E I 大陸軽乗選手権大会；

(iv) あらゆる競技種目のF E I 世界選手権大会；

(v) F E I ワールドカップTM馬場馬術ファイナル

(vi) オリンピック大会

9. F E I 本部により任命された役員が大会に参加できない場合は、該当するテクニカル委員会の委員長の協力を得て、F E I 本部が代替役員の選考に責任を負う。

10. 審判員としての役職を担う競技会で、審判員は一国のみを代表する性格の職務を果たすことはできない。

11. 競技場審判団の任務は第159条に定める。

第150条 上訴委員会—任命

1. 該当する競技種目のスポーツ規程に別段の記載がない限り、すべての国際競技会において、委員長とメンバー2名以上で構成する上訴委員会を任命しなければならない。上訴委員会の設置については、競技会の主催国NFとの協議が必要である。

2. ワールドカップTM・ファイナル、F E I 選手権大会、地域大会およびオリンピック大会における上訴委員会は、「国際上訴委員会」（即ち、委員長あるいはメンバー1名が外国人であること）でなければならない。

3. 任 命：

3. 1 F E I 本部は、F E I 世界馬術選手権大会 (W E G) とオリンピック大会における上訴委員会の委員長とメンバー全員を任命する。

3. 2 F E I 本部はテクニカル委員会の協力を得て、ワールドカップTM・ファイナル、F E I 選手権大会、地域大会における上訴委員長を任命する。

3. 3 F E I 本部はテクニカル委員会の協力を得て、ワールドカップTM・ファイナル、F E I 選手権大会、地域大会における上訴委員会メンバーを任命する。

4. 上訴委員会の委員長とメンバーは、馬術競技会に精通した人物でなければならない。そのうち少なくとも1名は国際審判員か国際技術代表であり、他の1名は法律問題に詳しい者とする。人員は下記の中から選考するものとする：

4. 1 理事会メンバー；

4. 2 常任委員会のメンバーかメンバーであった者；
 4. 3 F E I 役員リストの何れかに掲載されている人物、現役または退役審判員、スチュワード、技術代表、コースデザイナー、イベント獣医師；
 4. 4 主催国NFの人物で上記の要件に見合う資格と経験のある者
5. F E I 本部によって任命された役員が競技会に参加できない場合は、F E I 本部が該当するテクニカル委員会の委員長の協力を得て、代替役員の選考に責任を負う。
6. 上訴委員会の責任は第160条に定める。
7. マイナー国際競技会（C I M）については、NFが上訴委員会を任命する場合がある。

第151条 国際コースデザイナー

1. F E I は該当するNFと協議のうえ、該当する種目のテクニカル委員会が任命した公認国際コースデザイナー、国際コースデザイナー、および国際コースデザイナー補のリストを保管する。
2. 公認国際コースデザイナー、国際コースデザイナー、および国際コースデザイナー補として任命を受けるための資格要件は、該当するスポーツ規程に定める。
3. 該当するスポーツ規程に定める必要条件に従い、国際コースデザイナー補として初めて当該種目のテクニカル委員会による承認を受けるには、各NFとも推薦する人物として60歳未満であり、その国の国籍を有する者の氏名と資格を事務総長に送付しなければならない。
4. コースデザイナーは技術代表が任命されている場合は技術代表に、あるいは競技場審判長に対して、コースのレイアウトと全長測定、すべての障害物の設置に責任を負う。
5. コースデザイナーはコースの準備があらゆる面で完了し、満足し得るものとなった段階で、技術代表が任命されている場合は技術代表に、あるいは競技場審判長にその旨を報告しなければならない。
6. 競技場審判団は、技術代表かコースデザイナーからコース準備完了の報告を受けるまで競技の開始を命ずることはできない。それ以後は競技場審判団が単独で競技実施に責任を負う。
7. 各競技種目のスポーツ規程では、国際競技会のタイプとカテゴリーによってコースデザイナーの資格条件、および任命権を有する組織を特定する場合がある。
8. 下記9項による任命を例外とし、また該当する競技種目のスポーツ規程により別段の記載がない限り、国際競技会のコースデザイナーは該当するNF／組織委員会が任命するものとする。
9. F E I ワールドカップ™・ファイナル、F E I 世界選手権大会およびオリンピック大会のコースデザイナーは、F E I 国際コースデザイナー・リストから選考され、F E I 理事会と該当するテクニカル委員会の同意を得て当該NF／組織委員会が任命する。

第152条 技術代表

1. F E I は、該当するテクニカル委員会が当該NFと協議を行って任命した技術代表のリストを保管する。
2. 技術代表に関わる条項は、該当する競技種目のスポーツ規程に明記する。

第153条 技術代表の任命

1. 下記3項、あるいは該当するスポーツ規程に別段の記載がない限り、国際競技会（C I）と公式国際競技会（C I O）では必ずしも外国人技術代表を任命しなくてもよいが、組織委員会の要請があれば外国人審判員が技術代表を務めることもできる。

2. 競技会のタイプやカテゴリーに応じた外国人技術代表の任命については、各競技種目のスポーツ規程に定める。

3. 該当する競技種目のスポーツ規程に別段の記載がない限り、下記の競技会では、F E I 本部がテクニカル委員会の協力を得て、適正なF E I リストから選考された外国人技術代表を任命する：

- (i) すべてのF E I ワールドカップ™・ファイナル
- (ii) すべてのF E I 選手権大会
- (iii) 地域大会およびオリンピック大会での各競技種目

第154条 獣医師代表

1. 獣医師代表はN F が指名し、獣医規程に従って任命されなければならない。

2. 獣医委員会は獣医師の任命を承認し、異なる競技種目における各獣医師の職務経験に応じてクラス分けし、イベント獣医師リストとして保管する。

3. N F / 組織委員会は、公式国際競技会（C I O）と地域大会、大陸大会の外国人獣医師代表を任命する。

4. F E I 本部はテクニカル委員会の合意を得て、すべてのF E I ワールドカップ™・ファイナル、F E I 選手権大会、オリンピック大会に外国人獣医師代表を任命する。

第155条 スチュワード

1. すべての国際競技会において、その組織委員会はチーフ・スチュワードとその権限下に適正な人数のスチュワードを任命し、バッジや腕章、ゼッケンなどはっきりと識別できるものを装着させ、下記3項に記載の区域すべてに自由に出入りできる権限を与えなければならない。

2. 組織委員会は、チーフ・スチュワードとスチュワードの任命に関わる管理運営すべてに責任を有する。

3. 競技会の全期間を通じ、厩舎のいかなる場所でも、また練習および調教用馬場、待機馬場、その他組織委員会が管轄するすべての場所において、当該競技会のチーフ・スチュワード、および彼と共に任務にあたるスチュワードは下記の職務を行う：

- (i) 適切なトレーニングを行う選手を補助する；
- (ii) 選手、グルーム、馬の所有者、その他の者による馬への虐待行為を防止する為、時に応じて介入する；
- (iii) 規約、一般規程、スポーツ規程、あるいは共通の行動原則、公平性、皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為を防止する為に介入する；
- (iv) 薬物規制手順を熟知し、これに助力する。

4. 待機馬場が使用されている間は常時、スチュワード1名が任務についていなければならない。

5. いかなる不正行為も、直ちにチーフ・スチュワードが競技場審判団長へ報告しなければならない。

6. チーフ・スチュワードは、競技会のスチュワード業務全体、および競技会期間中の偶発事件について報告書を事務総長へ送付することが求められる。当該競技会の技術代表、NF、組織委員会へは、この報告書のコピーを送付しなければならない。

7. チーフ・スチュワードは馬術競技、特に任命された競技会の競技種目に経験豊かな者でなければならない。同人物は少なくともFEI公用語の1つを話せなければならない。任命されたチーフ・スチュワードの氏名は、競技会実施要項とプログラムにて公表する必要がある。

8. FEIは、各NFからの推薦に基づいて、該当するテクニカル委員会が資格を承認したFEIスチュワード全員のリストを保管する。チーフ・スチュワードは該当するFEIスチュワード・リストから選考されなければならない。

9. FEIスチュワードの資格については各競技種目のスポーツ規程、あるいはFEIスチュワード・マニュアルに定める。

10. NFはスチュワード業務に関してFEIと連絡を保つため、スチュワード・ジェネラルを任命しなければならない。FEIはスチュワード・ジェネラル全員のリストを保管する。

11. スチュワード・ジェネラルには以下の義務がある：

- (i) スチュワード・ジェネラル対象のFEIセミナーに出席すること；
- (ii) 自国で開催される国際競技会すべてにおいてスチュワード業務を指揮し、監督すること

12. スチュワードは競技会役員である。

第156条 役員の資格と責任

1. いかなる審判員あるいはその他役員であっても、その人物を任命した団体あるいはNFによってリストから削除、解任、あるいは降格されることがある。本条項は競技会の組織委員会に解任権限を与えるものではない。

2. 上記1項に基づく対応については、その提案を理事会へ報告し、承認を受けなければならない。

3. 総会において所定任務に選出された人物は、理事会からの提議で通常総会にて解任、あるいは例外的な状況では特別総会で解任される場合がある。

4. 解任あるいは降格が上程されている人物へは、事務総長が書面にて通知しなければならない。またこの人物はその議題が検討される総会か理事会会議の場でこの上程内容に対して口頭と／あるいは書面で陳述を行うことができる。

5. 国際競技会にて、あるいはこれに関与して職務を遂行する役員は全員がFEIを代行する者であり、従って任務に関連して誠意をもって行った行動、不作為、決定に対して金銭的、あるいはその他の責任を問われることはない。

第8章 法務制度

第157条 序 文

1. 法務制度を以下の通り定める：

1. 1 規約、一般規程、スポーツ規程に基づいて任命された役員と団体の法的権限と責任；
1. 2 科罰の範囲；
1. 3 F E I 管轄下にある個人や団体の行為あるいは行動に対する抗議と報告を行う手順；
1. 4 規約、一般規程、スポーツ規程に基づいて職務を遂行する個人や団体がくださった決定または科罰に対する上訴の手続

2. 抗議あるいは上訴に対して判断をくだすにあたり、この任にあたる機関は書面や口頭の類を問わず入手可能な証拠を検証して、（できれば）当事者全員から聞き取り調査を行い、これに関わる物証をすべて考察し、いかなる場合も偏りのない公正な決定をくだすよう尽力しなければならない。

第158条 利害の抵触

1. 状況から判断して大方の者が利害の競合があると推察するような場合には、利害の抵触が実質的に存在すると言える。利害の抵触とは、F E I を代表するか、あるいはF E I に代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えると見なされるような、家族（肉親）関係を含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的關係と定義づけられる。

現実的に可能な限り利害の抵触は避けなければならない。しかしこのような抵触は、役員としての資格を得るうえで必要な経験や専門性と密接に関係していることがあり、該当するスポーツ規程によって利害の抵触と専門性との固有のバランスを統制する必要がある。

第159条 競技場審判団一任務

1. 競技場審判団は、競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生した事柄について、同審判団の管轄期間内に提出されたすべての抗議と報告を処理する権限を有する。

2. 競技場審判団の管轄期間は1回目のホース・インスペクション開始の1時間前に始まり、各々の競技種目に応じ、その種目の最終成績発表後30分までとする。

3. 獣医療がからむ特殊な事例であり、上訴委員会が設けられていない場合には、競技会の獣医師団団長あるいは獣医師代表を顧問の資格で競技場審判団に加わるよう招請しなければならない。

4. 役員（F E I が任命した役員を除く）、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、競技場審判団は以下の科罰を科すことができる：

4. 1 警告；
4. 2 2, 0 0 0スイスフランまでの罰金—F E I へ支払うこと；
4. 3 競技から1頭あるいは複数頭の馬の失格処分；

4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技会開催中に即時失格処分とし、上訴委員会（上訴委員会が設置されていない場合はF E I 裁定機関）へ付託する。
5. 決定は書面にて当事者に通達されなければならない。科罰を伴う場合は外国人審判員がこれを記録しなければならない。
6. 以下の場合は競技場審判団のくだした決定に対して上訴はできない：
6. 1 決定に関わる疑義が競技中における実際の演技観察、あるいは演技に対して与えられる得点などの場合；
例（これに限定されるものではないが）：障害落下があったかどうか、馬が不従順であったかどうか、馬が障害を拒止したのか飛越中の障害落下なのか、落馬あるいは人馬転倒か、コンビネーション障害で馬が巻乗りをしたのか、拒止かあるいは逃避か、走行に要した時間はどうかであったか、時間内に障害を飛越したか、スポーツ規程に基づいて判断した場合に、選手が通過した特定経路は減点対象となるかどうか。
 6. 2 ホース・インスペクション不合格の場合を含め、獣医学的理由による馬の失権；
 6. 3 科罰が追加されることのない警告の発令；
 6. 4 競技会期間中の即時失格
7. 競技場審判団は、以下の場合には上訴委員会へ付託する：
7. 1 競技場審判団の権限を超えた事例；
 7. 2 競技場審判団の権限内ではあるが、競技場審判団が科すことのできる科罰以上に厳しいものが相応しいと思われる事例；
 7. 3 馬に対する虐待行為であるとの申し立てに関わるものであるが、競技を審査するという観点から直ちに判断が必要なわけではなく、またその主たる任務は競技の審査であることに鑑みて、上訴委員会による対応がより適切であると思われる事例

第160条 上訴委員会—任務

1. 上訴委員会の委員長とメンバー2名以上は、第101条5に定める競技会期間中、即ちその管轄期間を通していつでも対応できる状況になければならない。競技場審判団に提出された抗議が保留となっている場合は、この問題に関する競技場審判団の決定が発表されてから1時間が経過するまで、上訴委員会は対応できる状態になければならず、またその管轄権が及ぶ範囲となる。
2. 上訴委員会は以下の事例を扱うものとする：
 2. 1 第163条6に定めるものを除く、競技場審判団のくだした決定に対する上訴。この場合は上訴委員会の決定が最終のものとなる；
 2. 2 上訴委員会に提出された抗議、あるいは競技場審判団から上訴委員会に付託された抗議、および競技場審判団の権限を超えた事例すべて；
 2. 3 第137条5に基づくパスポートの不正行為に関する報告。
3. 獣医療に関わる事例で相応と思われる場合は、競技会の獣医師団団長か獣医師代表を顧問の資格で上訴委員会に加わるよう要請しなければならない。
4. 役員、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、上訴委員会は以下の科罰を科すことができる：

4. 1 警告；
 4. 2 4, 000スイスフランまでの罰金－F E Iへ支払うこと；
 4. 3 一競技あるいは競技会全体から1頭、あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技、あるいは競技会全体から1頭もしくは複数頭の馬を即時失格処分とし、（F E I裁定機関への付託のため）事務総長へ委託する。
5. 上訴委員会は以下の事例について、F E I裁定機関への付託のため事務総長へ報告するものとする：
5. 1 その権限を超えた事例
 5. 2 上訴委員会の権限内の事例ではあるが、上訴以外の内容であり、上訴委員会が科すことのできる科罰よりも厳しいものが相応しいと思われる事例

第161条 F E I裁定機関

1. F E I裁定機関の権限は規約（第34条を参照）に定める。
2. F E I裁定機関は以下の科罰を科すことができる：
 - (i) 警告
 - (ii) 20, 000スイスフランまでの罰金－F E Iへ支払うこと；
 - (iii) 複数の競技あるいは競技会から1頭、あるいは複数頭の馬の失格処分；
 - (iv) 団体に対する一定期間の出場停止処分；
 - (v) 個人と馬に対する一定期間から終身の出場停止処分

第162条 スポーツ仲裁裁判所（CAS）

1. スポーツ仲裁裁判所は、F E I裁定機関と同等の科罰を科す権限を有する。
2. スポーツ仲裁裁判所は、上訴を付託してきた組織が科すことのできる科罰の範囲内であれば、第1審で決定した科罰よりも重い科罰を科すことができる。

第163条 抗議

1. 国際競技会に何らかの資格で関与している人物あるいは団体に対して、もしくはF E Iの管轄下にある人物あるいは団体に対して、国際競技会の期間中あるいはこれに関連して、もしくはその他の時点で発生した場合であっても、規約や一般規程、スポーツ規程の遵守不履行、または共通の行動原則、公平性あるいは皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為などについて、抗議を申し立てることができる。
2. 抗議はNF会長、役員、チーム監督、また監督不在の場合は競技会出場馬の管理責任者かチーム獣医師だけが行える。例外として馬への虐待行為に関わる抗議は、いかなる人物あるいは団体でも提出することができる。
3. 下記7項にある付託事項を含め、競技の開催あるいは運営において規約、一般規程、スポーツ規程の遵守を怠った場合は、競技場審判団の管轄期間中に同審判団へ抗議を提出しなければならない。

この他の事項に関わる抗議は上訴委員会の管轄期間中に同委員会へ、また上訴委員会が設けられていない場合は競技場審判団へ提出しなければならない。

4. 国際競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生したのではなく、もしくは競技会終了後まで判明しなかった事柄に関する抗議は、事務総長宛へ報告し、これにはF E I 裁定機関が対応するものとする。事例が競技会への移動中、あるいは検疫やトレーニング、環境順応期間中を含めて到着後に起きた場合は競技会に直接関連して発生したものと見なす。

5. F E I 裁定機関へ付託のために事務総長宛てに提出する抗議は、当該競技会終了後、14日以内に事務総長の元へ届かなければならない。

6. 抗議は書面で準備し、抗議申し立て資格のある人物が署名し、場合によってはその抗議の裏付けとなる証拠と証人の氏名と共に必要な保証金を添えて、自ら競技場審判団長あるいは上訴委員長へ提出するか、あるいは事務総長へ送付しなければならない。

7. これに相反するいかなる条項があっても、以下の事柄に対する抗議は競技場審判団宛てに、次の制限時間内のみ行うことができ、これらに対する競技場審判団の判断を踏まえなければ上訴委員会へ上訴する権利はない：

7. 1 選手あるいは馬の出場資格、あるいはアーリーナの馬場状態に関する抗議：当該競技開始の30分前まで；
7. 2 障害馬術競技、あるいは馬車競技の障害区間における障害、コース・プラン、コース全長に関する抗議：競技開始の15分前まで；
7. 3 総合馬術競技会におけるステーブルチェイスやクロスカンントリー障害、あるいはコース、また馬車競技会におけるマラソン・コースや障害、またエンデュランス競技のコースに関する抗議：当該競技が行われる前日の午後6：00まで；
7. 4 競技中の不正行為や偶発事例、あるいは競技成績に関わる抗議：競技成績の発表後30分まで

8. これに相反する事柄であっても、事務総長が自ら単独の裁量で判断は正当だとする特別な状況下では、いかなる人物あるいは団体による、いかなる人物あるいは団体に対する抗議、もしくは自ら主導して提出した抗議を、時を選ばずいかなる事柄であっても保証金なしでF E I 裁定機関へ付託することができる。

9. 抗議を行う人物は、できれば事例の証人を立てると共に他の形態の証拠を確保し、抗議の提出先団体へ証人の同行を願うか、あるいは証人の氏名と住所を記載して正式に署名を受けた証人による陳述書を準備しなければならない。

10. 外国人審判員、技術代表、獣医師代表、および外国人獣医師代表は、抗議の要因となったあらゆる行為、あるいは義務不履行を事務総長へ報告しなければならない（保証金なし）。

第164条 報告

1. 一般規程と適用されるスポーツ規程に従い、役員は競技会終了後に事務総長へ報告書を送付することが求められる。抗議の要因となった事柄もこの報告書に記載しなければならない。

第165条 上訴

1. 正当な利害を有する人物あるいは団体であれば、規約および一般規程、スポーツ規程に基づいて権限を与えられた人物あるいは団体がくださった決定に対して、上訴することができる。但し、容認されるものには制限がある（下記2項を参照のこと）：

1. 1 競技場審判団がくださった決定に対する上訴については、上訴委員会（上訴委員会が設けられていない場合はF E I 裁定機関）へ
1. 2 上訴委員会による決定、あるいはF E I 裁定機関のメンバー1名による決定に対する上訴については、事務総長を通してF E I 裁定機関へ
1. 3 F E I 裁定機関による決定に対する上訴については、スポーツ仲裁裁判所へ。このような上訴を行う人物あるいは団体は、事務総長へこの旨を通知し、上訴文書のコピーを提出しなければならない。

2. 以下の事柄に対する上訴は認められない：

2. 1 第159条6. 1～4に網羅された事例（あるいは上訴委員会が設けられていない場合にアリーナや障害、コースに関わる事例）における競技場審判団の決定；
2. 2 競技場審判団が出した決定に対する上訴について、上訴委員会がくださった決定；
2. 3 上訴委員会が設けられていない場合で、競技場審判団が出した決定に対する上訴についてF E I 裁定機関がくださった決定

3. 上訴委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技場審判団の決定が出された後1時間以内に行わなければならない。

4. 上訴委員会が設けられていない場合、F E I 裁定機関への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技会終了後14日以内に事務総長へ提出、あるいは出向かなければならない。選手に関わる内容の上訴権は、選手あるいは馬の能力資格の問題、およびスポーツ規程の解釈にからむ問題に限定される。

5. F E I 裁定機関への上訴は事務総長宛てに送るものとするが、上訴者本人またはその委任を受けた代理人が署名し、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を指定の公聴会に伴うこととし、またこの上訴は先の決定事項通知が事務総長から送付された日より30日以内に事務総長の元へ届かなければならない。

6. 1 スポーツ仲裁裁判所（CAS）への上訴は裏付け証拠書類を伴い、CASスポーツ関連仲裁規約に定める手順に従って、スポーツ仲裁裁判所事務局へ送付しなければならない。
6. 1 6. 2 この上訴は、F E I 裁定機関による決定について、この事例に関わる馬の管理責任者の属するNFが事務総長より通知を受けた日より30日以内に、スポーツ仲裁裁判所へ届くよう送ること。
6. 3 上訴の陳述書のコピーは事務総長へも同時に送付するものとする。

6. 4 上記に示した期限以降にスポーツ仲裁裁判所の元へ届いた上訴については、検討の対象とならない。

7. 新たな証拠を上訴で提示することはできない。但し、相当の努力を払っても第一審前の公聴会までにこの新たな証拠を得ることが不可能であったと示された場合を除く。

第166条 保証金

1. 競技場審判団あるいは上訴委員会に対する抗議と上訴には、F E I に対して150スイスフラン相当の保証金を添えなければならない。

2. F E I 裁定機関への抗議と上訴には、F E I に対して500スイスフラン相当の保証金を添えなければならない。

3. 馬への虐待行為にかかわる抗議については保証金を添える必要はない。

4. スポーツ仲裁裁判所(CAS)への抗議と上訴には、CASスポーツ関連仲裁規約に準拠し、スポーツ仲裁裁判所に対して500スイスフラン相当の保証金を添えなければならない。

第167条 抗議、上訴、および科罰の記録

1. 外国人審判員(総合馬術競技会の場合は技術代表)は事務総長への報告書の中で、競技場審判団が受け付けたすべての報告と抗議について記載するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して競技場審判団がくださった決定と科罰について記載しなければならない。

2. 上訴委員長は、上訴委員会が受け付けたすべての抗議、報告、上訴について事務総長へ報告するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して上訴委員会がくださった決定と科罰について報告しなければならない。

3. 事務総長は以下について責任を負う：

- (i) イエロー警告カード発行の記録とこれに伴う出場停止の通知；
- (ii) F E I 裁定機関の議事録とスポーツ仲裁裁判所の決定についての記録；
- (iii) 上記機関の決定とその発効日を当事者に通知すること；
- (iv) 公表に値すると考える決定事項、あるいは公表すべき決定事項すべてについて発表すること
- (v) 競技会役員からの報告書の処理

第168条 決定の発効日

1. 上訴が認められない決定事項については直ちに発効し、当事者あるいは団体にできるだけ速やかに通知しなければならない。

2. 当事者／団体が正式に上訴権を放棄した決定については、決定内容の通知を受けた後にかかる権利放棄が行われた場合に限り、権利放棄の通知がF E I へ届いた日付をもって発効となる。

3. 競技場審判団および上訴委員会がくださった決定で上訴の対象となるものについては、上訴申し立て期限が切れた時点、あるいは当事者が上訴権を公式に放棄した時点から発効となる。

4. 上訴権はあるものの、F E I 裁定機関が第 1 審でくだした決定、あるいは F E I 裁定機関かスポーツ仲裁裁判所がくだした第 2 審もしくは最終審での決定は、当事者と関連団体に書面で通知された日、あるいは F E I 裁定機関かスポーツ仲裁裁判所が別途定めた日から発効となる場合がある。

5. 上訴委員会が第 2 審あるいは最終審でくだした決定は、当事者あるいは関連団体に通知された日から発効となる。

第 169 条 科 罰

1. 適正な科罰を科すよう、決定をくだす際には以下の要因とともに、これに関連する他の要因も考慮すべきである：

1. 1 行為あるいは義務不履行が、その違反者か選手に不公平な利益をもたらしたかどうか；
1. 2 行為あるいは義務不履行が、他の人物あるいはこれに関わる団体に物的損害を与えたかどうか；
1. 3 行為あるいは義務不履行が、馬への虐待行為に関わるものであったかどうか；
1. 4 行為あるいは義務不履行が、このスポーツに関わる人物の尊厳、あるいは誠実さを傷つけるものであったかどうか；
1. 5 行為あるいは義務不履行が、詐欺や暴力、虐待、あるいはこれに類する犯罪行為に関わるものであったかどうか；
1. 6 行為あるいは義務不履行が、故意であったと見なされたかどうか。

2. 意図的ではなく、また重大な結果に至らなかった些少な侵犯や違反行為の場合は、口頭または書面による警告を課すことが適切である。

3. 特に違反者が注意を怠ったような事例では罰金を科すことが適切である。

4. 規約、一般規程あるいはスポーツ規程に明記されている場合、あるいは迅速な処置が必要な状況では失格処分が適切である。

4. 1 競技からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬 1 頭、あるいは複数頭が出場リストと順位から除外され、その競技で獲得した賞金が没収されることを意味する。

4. 2 競技会からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬 1 頭、あるいは複数頭が当該競技会で残りの競技への参加が禁じられることを意味し、(4. 1 項に示す規定に加えて) 規約、一般規程、あるいはスポーツ規程に定める場合には当該競技会でそれ以前の競技において獲得した賞金の没収も含まれる。

5. 意図的あるいは甚だしい不注意による諸規則の侵害や違反行為があった場合は、F E I 裁定機関が課す諸条件に従い、出場停止処分が適切である。事例によっては規約、一般規程あるいはスポーツ規程に基づいて、自動的に出場停止処分となる場合もある。

5. 1 出場停止処分は明示された期間中効力をもち、この間は当該処分を受けた人物、馬あるいは団体は、選手、競技馬あるいは役員として競技または競技会に参加することができず、F E I が管轄する競技会、あるいは規約第 37 条に従って N F が管轄する競技会の運営や参与もできない。

5. 2 出場停止処分の発効時を決定する際には、正当な科罰を執行するよう、適正な管轄団体が違反の重大性を斟酌しなければならない。

6.

6. 1 上記3～5項に矛盾することがあっても、「馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程」(E ADMCR) 条項に反する事例については、E ADMCRに定める科罰を適用する。

6. 2 いかなる形態における馬の虐待(肢たたき、四肢の過敏化、あるいは脱感作、禁止されている調教方法など)も、15,000スイスフランを上限とする罰金と/あるいは3ヶ月から終身の出場停止処分が科される。

6. 3 競技会役員または競技会に関わる第三者(他の選手、ジャーナリスト、観客など)に対する不穏当な行動には、200～10,000スイスフランの罰金と/あるいは3～12ヶ月の出場停止処分が科される。

6. 4 いかなる種類の不正、暴力、また競技会に適用される国内法で犯罪行為と定義される行動には、1,000～15,000スイスフランの罰金と/あるいは1ヶ月から終身の出場停止処分が科される。

7. 上記6. 2項と6. 3項に記載した違反で、それほど重大な性格のものではない場合と/あるいはスポーツ規程に定める事例について:

7. 1 法務制度に定める手順をとらず、競技場審判団長、上訴委員長およびチーフ・スチュワードが馬の管理責任者にイエロー警告カードを手渡すか、あるいは他の適切な方法で発行する。

7. 2 同じ馬の管理責任者が、最初にイエロー警告カードを発行された時点から1年以内に、同じ競技会あるいは他の国際競技会でもう一度イエロー警告カードを受け取った場合、この馬の管理責任者はその出場している競技会終了直後から自動的に2ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。事務総長は、この馬の管理責任者に対して出場停止処分を通告する責務を負う。

8. 場合により罰金と出場停止処分、失格が組み合わされた科罰となることもある。罰金額と出場停止期間は前記6項のガイドラインと状況に鑑みて決定する。

9. 法務制度に則って科された罰金は、すべてFEIに支払われるものとする。組織委員会やその他の団体に支払うのではなく、請求を受けた段階でFEIへ支払わなければならない。支払いの請求を受けてから30日以内に罰金を支払わなかった者は、罰金の支払いが完了するまで自動的に出場停止処分となる。不注意により罰金が組織委員会、あるいは他の何れかの人物に支払われた場合は、FEIへ送金しなければならない。

10. FEI裁定機関の決定により、敗訴した当事者に対して、FEIが司法手続きに要した経費として500～7,500スイスフランを科す場合がある。更に公聴会の開催により、あるいは審理が過度に長引いた場合、またはその他の予期せぬ事由によりFEIの支払う審理経費が増加した場合は、当事者に対して更に10,000スイスフランを上限として経費支払いが命じられることもある。公正さを期して、公聴会がその他の公聴会やFEI裁定機関の運営会合と兼ね合わせで行われる場合のFEI負担経費は、個別に計算されるものとする。

付則A一定 義

馬に対する虐待行為：次に挙げる何れの行為も含めて、またこれに限定することなく、馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる行為、あるいは不作為をいう：

- 馬を過度に鞭で打ったり、たたくこと；
- 馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること；
- 過度に、または執拗に拍車を使用すること；
- 銜、あるいはその他の器具で馬の口を突く行為；
- 疲労している馬や、跛行している馬、負傷している馬で競技に出場すること；
- 馬の「肢たたき」をすること；
- 馬体のいかなる部分であれ、神経を過敏にする処置を取ること、あるいは脱感作すること；
- 十分な飼料や飲水を与えなかったり、あるいは運動もしない状態で馬を放置すること；
- 障害を落下させた時に馬に過剰な痛みを与える装置や器具を使用すること。

選手：F E I 競技会に出場している者。これにはライダー、調馬索手、ヴォルターも含まれるが、これに限定されない。

海外在住の選手：1年のうち6ヶ月を超えて1ヶ国の外国（ホスト国）で過ごしている選手

カテゴリー：選手の一集団であり、彼らを対象に競技会や競技が開催される。

選手権大会（CH）：どの競技種目についても、明確な地理的区分けによる地域の選手を対象としてNFが主催する競技会。第104条を参照。

チルドレン：12歳に達する年から14歳になる年の終りまで、チルドレン対象のF E I 競技に出場できる選手

競技：成績に応じて選手に順位が与えられ、賞が授与される個々のクラスをいう。

総合馬術競技会（CC）：総合馬術競技種目に限定して競技を行う競技会

馬車競技会（CA）：馬車競技種目に限定して競技を行う競技会

エンデュランス競技会（CE）：エンデュランス競技種目に限定して競技を行う競技会

馬場馬術競技会（CD）：馬場馬術競技種目に限定して競技を行う競技会

レイニング競技会（CR）：レイニング競技種目に限定して競技を行う競技会

障害馬術競技会（CS）：障害馬術競技種目に限定して競技を行う競技会

軽乗競技会（CV）：軽乗競技に限定して競技を行う競技会

国際ホース・トライアル（CIC）：国際ワンデイ競技に限定して競技を行う競技会

国際競技会（CI）：あらゆる競技種目の国際競技会。第102条を参照。

マイナー国際競技会（CIM）：マイナー国際競技会。付則Eを参照。

公認国際競技会（CIO）：あらゆる競技種目の国際競技会。第103条を参照。

選手権大会 (CH) : 複数の競技種目にて競技を行う競技会

国内競技会 (CN) : あらゆる競技種目の国内競技会

パラ-エクストリアン競技会 (CPE) : 障害をもつ馬術選手に出場を限定した競技を行う競技会

競技種目 : 馬場馬術、障害馬術、総合馬術、馬車、エンデュランス、軽乗、レイニング、パラ-エクストリアンなど、総会で承認された馬術競技種目

競技会 : 「ショウ」、「選手権大会」、「大会 (オリンピック大会を含む)」など、競技を一括りとしたもの。1種目あるいは2種目以上で競技会を開催することができる。

F E I 認証カード : F E I 承認のナショナル・パスポートに伴う付属文書で、(F E I パスポートがない場合は) 外国で行われる国内競技会 (CN) あるいはマイナー国際競技会 (CIM) (付則 E を参照) の競技に参加申込をしたすべての馬 (一般規程の第 1 3 9 条 2 を参照)、また開催地が自国であるか外国かを問わず国際競技会 (CI)、公認国際競技会 (CIO)、F E I 選手権大会、地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会に参加申込をした馬についてはすべて、これを携行しなければならない。

馬 : 別段の解釈が必要な場合を除き、ポニーあるいは他の馬属も指す。馬は牝馬より出生するものとする。

ジュニア : 1 4 歳に達する年から 1 8 歳になる年の終りまで、ジュニア対象の F E I 競技に出場できる選手

借受人 : 貸し手から財産 (馬など) の使用权と所有権を借り受けた人物あるいは団体

役員 : F E I 競技会にて特定の任務を遂行するために、F E I あるいは組織委員会と/あるいは N F により任命された人物

主催者あるいは組織委員会 (OC) : N F から承認され、競技会運営の責任を負う組織、グループ、社会、団体、あるいは人物

馬の所有者 : 一頭あるいは複数の馬について、そのすべてか一部を資産権益として所有する人物あるいは団体

競技会開催期間 : 該当する競技種目のスポーツ規程に別段の定めがない限り、最初のホース・インスペクション開始 1 時間前から競技種目ごとに、その最終結果発表後 3 0 分までとする。

オリンピック大会での競技会開催期間は、国際オリンピック委員会 (IOC) が定めたオリンピック大会のための一時滞在期間に呼応する。

パラリンピック大会での競技会開催期間は、国際パラリンピック委員会 (IPC) が定めたパラリンピック大会のための一時滞在期間に呼応する。

段階、区間 (フェーズ) : 同一競技会における 1 競技の中の区分けを意味し、各々の成績を総合して最終順位が決定する。

ポニーライダー : 障害馬術、総合馬術、馬場馬術において、1 2 歳に達する年から 1 6 歳になる年の終りまで、ポニーライダー対象の F E I 競技に出場できる選手

走行 (ラウンド) : 単一競技の一部として、同一あるいは類似するコースを 2 回以上繰り返す場合のコース一巡を指す。

シリーズ : 異なる競技会で連続的に行われる一連の国際競技であり、それらの成績によって最終順位が決定するか、あるいは馬と/あるいは選手に決勝大会もしくは競技への出場資格を与えるか、または賞の授与対象となるものを指す。いかなるシリーズも理事会と関連 N F の承認が必要である。

スポーツ規程 : 規約に定める通り、馬術競技種目に関わる規程、獣医規程、馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程、ヒューマン・アスリートを対象とするアンチ・ドーピング規程、オリンピッ

ク規程、パラリンピック規程が含まれるが、これに限定するものではない。

ヤングライダー：16歳に達する年から21歳になる年の終りまで、ヤングライダー対象のF E I 競技に出場できる選手

一般規程で頭文字を大文字で記載したその他の用語は、規約に定義するものである。

付則B オリンピック憲章：第41条と同付属細則41

2007年7月7日より施行

規則第41条 参加資格条項

オリンピック大会への参加資格を得るには、選手を始めコーチ、トレーナー、その他チーム役員が、オリンピック憲章およびI O Cが是認した当該国際スポーツ連盟（I F）の規程を遵守しなければならない。また選手、コーチ、トレーナー、その他チーム役員の参加申込は所属のN O Cが行わなければならない。上記人物はとりわけ以下のような人物でなければならない：

- ▶ フェアプレイの精神と非暴力を尊び、しかるべく行動し；そして
- ▶ あらゆる面で世界アンチ・ドーピング規約を尊び、これを遵守する。

規則第41条の付属細則

1. 各国際スポーツ連盟（I F）はオリンピック憲章に基づき、各々のスポーツ独自の出場資格基準を設ける。かかる基準はI O C常任理事会に提出し、承認を受けなければならない。
2. 出場資格基準の適用については、各々の責任分野においてI F、加盟N F、各N O Cに任される。
3. I O C常任理事会が認めた場合を除き、オリンピック大会へ参加する選手、コーチ、トレーナー、その他役員は、オリンピック大会の期間を通して本人自身あるいはその氏名、写真、スポーツ演技が宣伝目的に使用されるのを認めてはならない。
4. オリンピック大会への選手の参加申込や参加を、いかなる金銭上の約因による条件付きとしてはならない。

付則C 能力証明書

「成績記録」を添えて、遅くとも下記の期日までにF E Iへ返送すること：

F E I世界選手権大会については、指名参加申込の期日まで。
オリンピック大会については、大会への指名参加申込の期日まで（F E Iオリンピック規程を参照）。

下記に署名する私、_____馬術連盟会長は、下記の選手と馬、および人馬コンビネーションが参加申込を行ったオリンピック大会の馬術競技／F E I世界選手権大会の参加に必要な経験と資格を有し、その技能はスポーツ規程に定める基準に完全に適合していることを宣言するものである。

資格のある人馬コンビネーション

選手：姓名	馬：馬名とパスポート番号
(F E I選手権大会に派遣を認められている選手数と馬の頭数の2倍以内)	(年齢、毛色、性別、血統台帳登録番号、わかれば父母の名前)

日付：

N F会長の氏名と署名（氏名は大文字で記すこと）

N F印

付則D 第108条 選手権大会一覧表

競技種目	夏季オリンピック開催年	夏季オリンピック開催年+1	夏季オリンピック開催年+2	夏季オリンピック開催年+3
障害馬術競技	オリンピック 個人とチーム	大陸 個人とチーム	世界馬術選手権大会 (WEG) 個人とチーム	大陸 個人とチーム
総合馬術競技	オリンピック 個人とチーム	大陸 個人とチーム	世界馬術選手権大会 (WEG) 個人とチーム	大陸 (オープン) 個人とチーム
馬場馬術競技	オリンピック 個人とチーム	大陸 個人とチーム	世界馬術選手権大会 (WEG) 個人とチーム	大陸 個人とチーム
馬車競技	世界 4頭立て 個人とチーム シングル：個人とチーム	世界 -パリ 個人とチーム 世界 複数立てポニー：個人とチーム	世界馬術選手権大会 (WEG) 4頭立て 個人とチーム 世界 シングル：個人とチーム	世界 -パリ 個人とチーム 世界 複数立てポニー：個人とチーム
エンデュランス 競技	世界 個人とチーム	大陸 オープン-個人とチーム	世界馬術選手権大会 (WEG) 個人とチーム	大陸 オープン-個人とチーム
レイニング競技	世界 個人とチーム	大陸 オープン-個人とチーム	世界馬術選手権大会 (WEG) 個人とチーム	大陸 オープン-個人とチーム
軽乗競技	世界 個人とチーム	大陸 オープン-個人とチーム	世界馬術選手権大会 (WEG) 個人とチーム	大陸 オープン-個人とチーム
ヤングライダー	大陸 (障害、総合、馬場、エンデュ ランス、レイニング) 個人とチーム	大陸 (障害、総合、馬場、エンデュ ランス、レイニング) 個人とチーム	大陸 (障害、総合、馬場、エンデュ ランス、レイニング) 個人とチーム	世界 (エンデュランス) 大陸 (障害、総合、馬場、エンデュ ランス、レイニング) 個人とチーム
ジュニア	大陸 (障害、総合、馬場、エンデュランス、軽乗) 個人とチーム			
チルドレン	世界決勝 毎年 (障害)、個人	大陸 毎年 (障害、馬場)		
ポニーライダー	大陸 毎年 (障害、総合、馬場)、個人とチーム			
パラ-エクスト リアン競技会	パラリンピック大会：オリンピック開催年；世界選手権大会：奇数年；大陸選手権大会：4年に2回、あるいはパラリンピック大会と次の パラリンピック大会の間に少なくとも1回			

一般規程、第23版、2009年1月1日発効

付則E マイナー国際競技会 (C I M)

競技種目：	
障害馬術競技 (シニア)	1*と2* (ワンスターとツースター)
障害馬術競技 (ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレン、ベテラン)	カテゴリーB
総合馬術競技	1*と2* (ワンスターとツースター)
馬場馬術競技	1*と2* (ワンスターとツースター)
馬場馬術競技 (ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレン、ベテラン)	
馬車競技	カテゴリーB
エンデュランス競技	1* (ワンスター)
軽乗競技	1* (ワンスター)
レイニング競技	1*と2* (ワンスターとツースター)
パラ-エクストリアン競技	C PED 1*と2* (ワンスターとツースター)、C PED IM